

【表紙】	
【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年8月17日
【計算期間】	第19特定期間 （自 平成23年11月22日 至 平成24年5月21日）
【ファンド名】	パインブリッジ米国優先証券ファンド
【発行者名】	パインブリッジ・インベストメンツ株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 杉浦 和也
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町一丁目3番1号 JAビル
【事務連絡者氏名】	小林 徹也
【連絡場所】	本店の所在の場所に同じ
【電話番号】	03（5208）5947
【縦覧に供する場所】	該当なし

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

①ファンドの目的

主として米国の優先証券へ投資し、安定した収益の確保を図るとともに、中長期的に信託財産の着実な成長を目指します。

②ファンドの基本的性格

当ファンドは、社団法人投資信託協会が定める商品分類・属性区分において、以下のように分類されます。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単 位 型 投 信	国 内	株 式
	海 外	債 券
追 加 型 投 信		不動産投信
	内 外	その他資産（優先証券）
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル	あり (フルヘッジ)
	年2回	日本	
		北米	
債券 一般	年4回	欧州	
公債	年6回 (隔月)	アジア	
社債	年12回 (毎月)	オセアニア	なし
その他債券 クレジット属性（ ）		中南米	
不動産投信	日々	アフリカ	
その他資産（優先証券）	その他 ()	中近東（中東）	
資産複合（ ） 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング	

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

商品分類の定義

- ・追加型投信…一度設定されたファンドであっても、その後追加設定が行われ、従来の信託財産とともに運用されるファンド
- ・海外…目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるもの
- ・その他資産（優先証券）…目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に優先証券を源泉とする旨の記載があるもの

属性区分の定義

- ・その他資産（優先証券）…目論見書または信託約款において、優先証券に主として投資する旨の記載があるもの

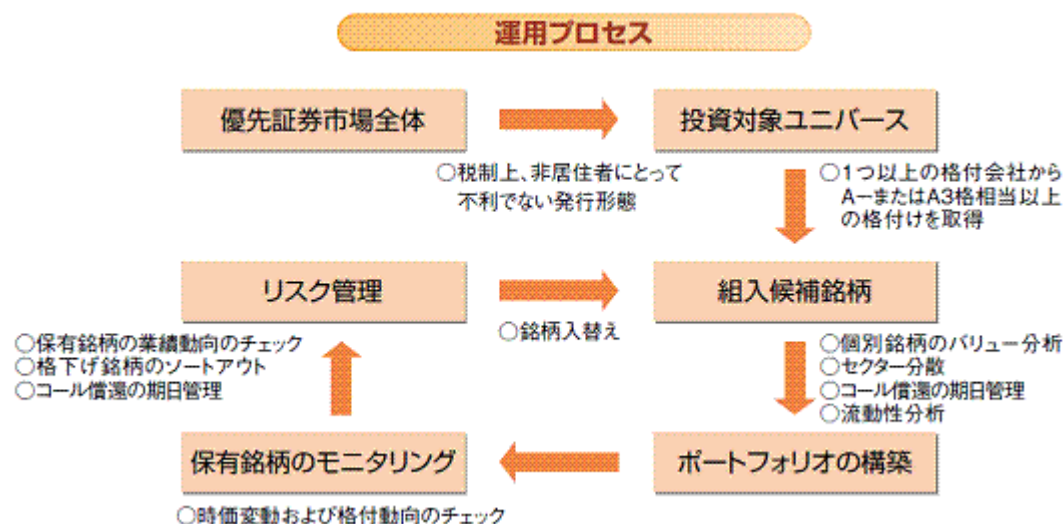
- ・年12回（毎月）…目論見書または信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるもの
- ・北米…目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
- ・為替ヘッジあり（フルヘッジ）…目論見書または信託約款において、為替のフルヘッジを行う旨の記載があるもの

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

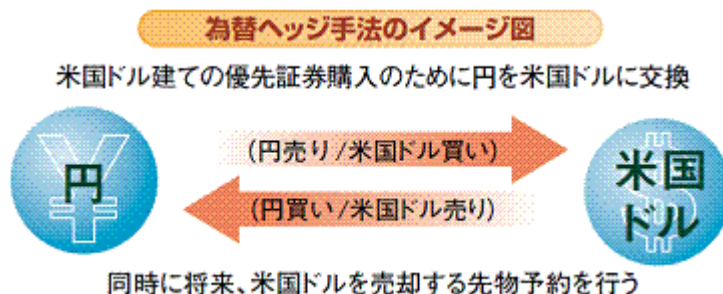
※商品分類・属性区分の定義の詳細につきましては、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp>）をご参照ください。

③ファンドの特色

- 1) 主として米国の優先証券に投資し、高水準のインカム収入の確保を目指して運用を行います。
- 2) 組入対象となる優先証券は、取得時において1つ以上の格付会社（S&P、ムーディーズ等）から、A-またはA3格相当以上の格付を取得している銘柄に限定し、ファンド全体の信用リスクをコントロールします。
- 3) ポートフォリオの構築にあたっては、個別銘柄の配当利回り、バリュエーション、流動性、発行条件、償還条項などの各種分析に基づき、割安と判断される銘柄を選定します。また、特定の銘柄・業種への集中投資を避け、分散投資を行います。



- 4) 外貨建て資産については、為替変動リスクを回避するため、原則として為替のフルヘッジを行います。
○為替ヘッジとは将来の為替変動リスクを、ヘッジを行う時点でのコスト（ヘッジコスト）に置き換える手法をいいます。為替ヘッジを行うことにより、米国ドル・円相場の変動を回避し、安定的な運用を行うことが可能となります。



- 5) 運用にあたっては、パインブリッジ・インベストメンツ・エルエルシー（PineBridge Investments LLC）に外貨建て資産の運用の指図に関する権限を委託します。
○パインブリッジ・インベストメンツ（委託会社）が属するPineBridge Investments は、ニューヨークに本部を置くグローバルな資産運用グループです。世界各地の拠点で、投資チーム・顧客サービスチームのプロフェッショナルが、世界中の国や地域に広がるネットワークを活用し、資産の運用管理に専念しております。

- 6) 毎月20日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、原則として、優先証券から受取る利息／配当等収益をもとに分配を行います。なお、将来の分配金が保証されているものではなく、分配対象額が少額の場合等、分配を行わないこともあります。

<毎月分配のイメージ図>



※上記はイメージ図であり、将来の分配金のお支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

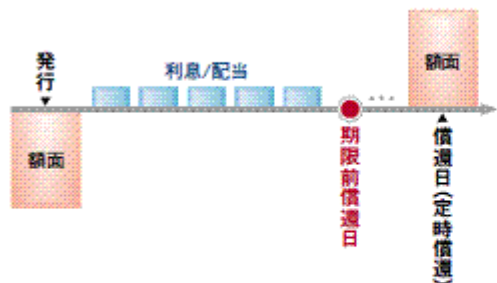
※資金動向、市況動向等によっては、前記のような運用ができない場合があります。

《米国優先証券の特徴》

1. 債券によく似た構造

- 優先証券は、株式と債券の性質を併せ持つ有価証券です。
- 優先証券は、額面、償還日、定率の利息／配当が設定されているなど、債券と類似した特徴を有しています。
- 優先証券には、一般的に25ドル額面と1,000ドル額面の2種類があります。

【優先証券の利息/配当・償還のイメージ図】



※ 上図はイメージ図であり、当ファンドの運用成果を表すものではありません。

【優先証券と社債・普通株式の違い】

	普通株式	優先証券	社債
償還	なし	あるものが多い (一般的に期限前償還条項あり)	あるものが多い
議決権等	ある	なし	なし
配当/利払い	変動	一般的に固定	一般的に固定
債務不履行時の弁済順位	優先証券に劣後	普通株式に優先	優先証券に優先
主な価格変動要因	企業業績	金利変動 信用プレミアム変動	金利変動 信用プレミアム変動

※ 上記は優先証券の特性の一部を単純化して示したものであり、必ずしもすべてを示しているものではなく、またすべてのケースにあてはまるとは限りません。

2. 優先証券の利回り

- 優先証券の償還期限は非常に長い（一般的に30年以上）ことから、通常、期限前償還（コール償還）条項が設定されているものが多く、このため、国債と比較して利回りが高い傾向があります。

【優先証券と米国債の最終利回りの推移】



※ BofAメрилリンチ・プリファードストック・フィックスレート指数の最終利回りおよびBofAメрилリンチ米国10年国債利回りを基にパインブリッジ・インベストメンツが作成しています。

出所：BofAメрилリンチ（2002年6月末から2012年6月末）

※ 上記は過去の市場の推移であり、将来の結果をお約束するものではありません。

3. 価格変動特性

- 基本的には債券と類似した特性であるため、金利や信用リスクの変化による影響を受け、価格が変動します。
- 平常時には価格変動率は低いものの、発行体が限られていること、償還期限が長いこと、相対的に流動性が低いことなどから、過去に大きな変動を示したことがあります。

【優先証券(プライス・リターン) 指数の推移】



※BofAメリルリンチ・プリファードストック・フィックスレート(プライス・リターン)指数を基に、パインブリッジ・インベストメンツが作成しています。

出所：BofAメリルリンチ(2002年6月末から2012年6月末)

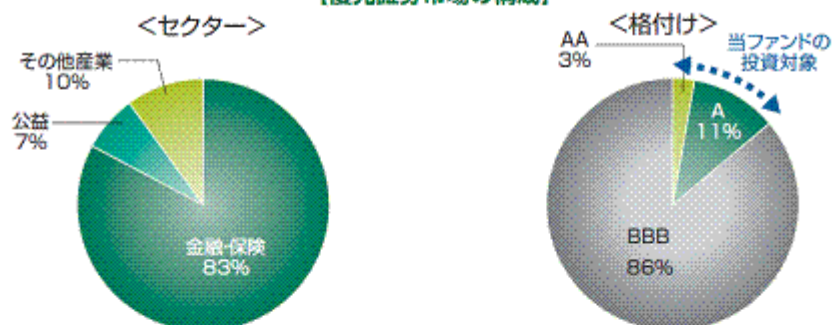
※上記は過去の市場の推移であり、将来の結果をお約束するものではありません。また、当ファンドの運用実績ではありません。

4. 金融機関中心の発行体

○原則として、優先証券の発行には、投資適格以上の格付けを取得する必要があります。

○発行体の多くは金融・保険関連などの金融機関であり、また信用力の高い企業が中心です。

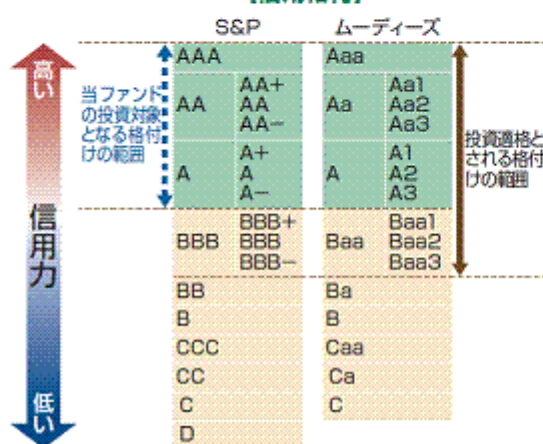
【優先証券市場の構成】



※BofAメリルリンチ・プリファードストック・フィックスレート指数の構成銘柄を基にパインブリッジ・インベストメンツが作成しています。

出所：BofAメリルリンチ(2012年6月末現在)

【信用格付】



【信用格付とデフォルト率の関係】



※データは発行体ベースの平均累積デフォルト率(1981年から2011年)。出所:Standard & Poor's

※今後も新しい形態のものが発行される可能性があるとともに、制度等の変更によっては、前記の優先証券の特徴等が変わる場合があります。

《為替ヘッジありと為替ヘッジなしの相違点》

- 当ファンドにおいて保有する優先証券等の外貨建て資産については、為替ヘッジを行います。為替ヘッジの有無によるリスクやコストの相違点は次のとおりです。

【為替ヘッジの有無と比較】

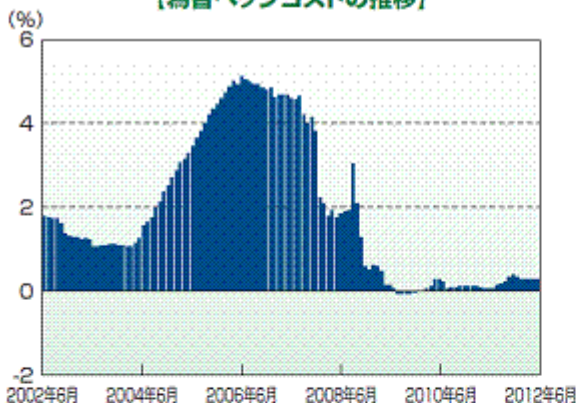
為替ヘッジあり	為替ヘッジなし
実質円建て	実質的な通貨建て値
優先証券の価格変動	優先証券の価格変動 + 為替の変動 〔円安米国ドル高は基準価額の上昇要因〕 〔円高米国ドル安は基準価額の下落要因〕
あり 年率0.3%程度*のコスト 〔ヘッジコスト拡大は基準価額の下落要因〕 〔ヘッジコスト低下は基準価額の上昇要因〕	なし
	基準価額変動要因（キャピタル効果）
	ヘッジコスト（プレミアム）の影響

*2012年6月末時点。

※当ファンドは、「為替ヘッジあり」に該当します。

- 外国為替市場は様々な要因により変動します。為替ヘッジを行うことで、予測困難な為替変動によるリスクを軽減することができます。なお、為替ヘッジを行うにあたり、ヘッジ対象通貨と円との金利差相当分のヘッジコストがかかります。

【為替ヘッジコストの推移】



【円／米国ドルの推移】



※上記グラフは、日本と米国の3ヵ月LIBORを用いて差し引いた数値、円／米国ドルの三菱東京UFJ銀行仲値を基にパインブリッジ・インベストメンツが作成しています。出所：ブルームバーグ（2002年6月末から2012年6月末）

※上記は過去の市場の推移であり、将来の結果をお約束するものではありません。

【優先証券（トータル・リターン）指数の推移】



※BofAメリルリンチ・プリファードストック・フィックスレート（トータル・リターン）指数を基に、2002年6月末を100として指数化し、パインブリッジ・インベストメンツが作成しています。出所：BofAメリルリンチ（2002年6月末から2012年6月末）

※上記は過去の市場の推移であり、将来の結果をお約束するものではありません。また、当ファンドの運用実績ではありません。

《収益分配金に関する留意事項》

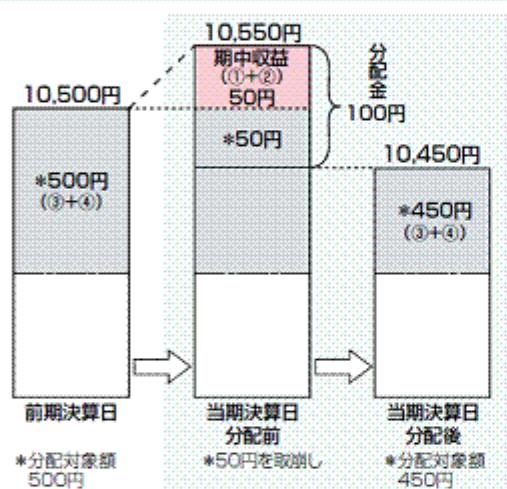
- 収益分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



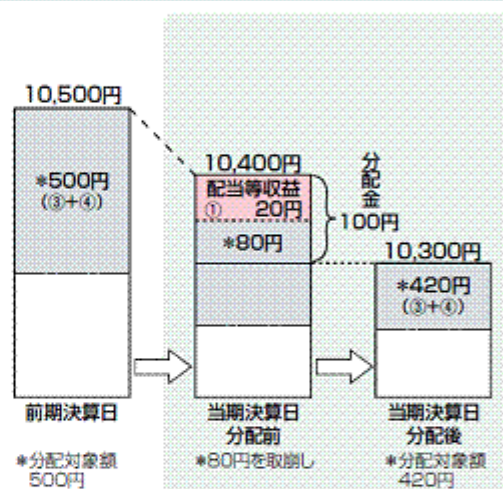
- 収益分配金は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合

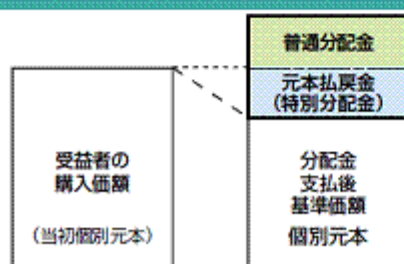


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

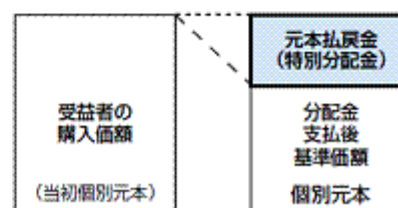
- 受益者のファンドの購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本(受益者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の受益者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

④信託金限度額

3,000億円を限度として信託金を追加することができます。

ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

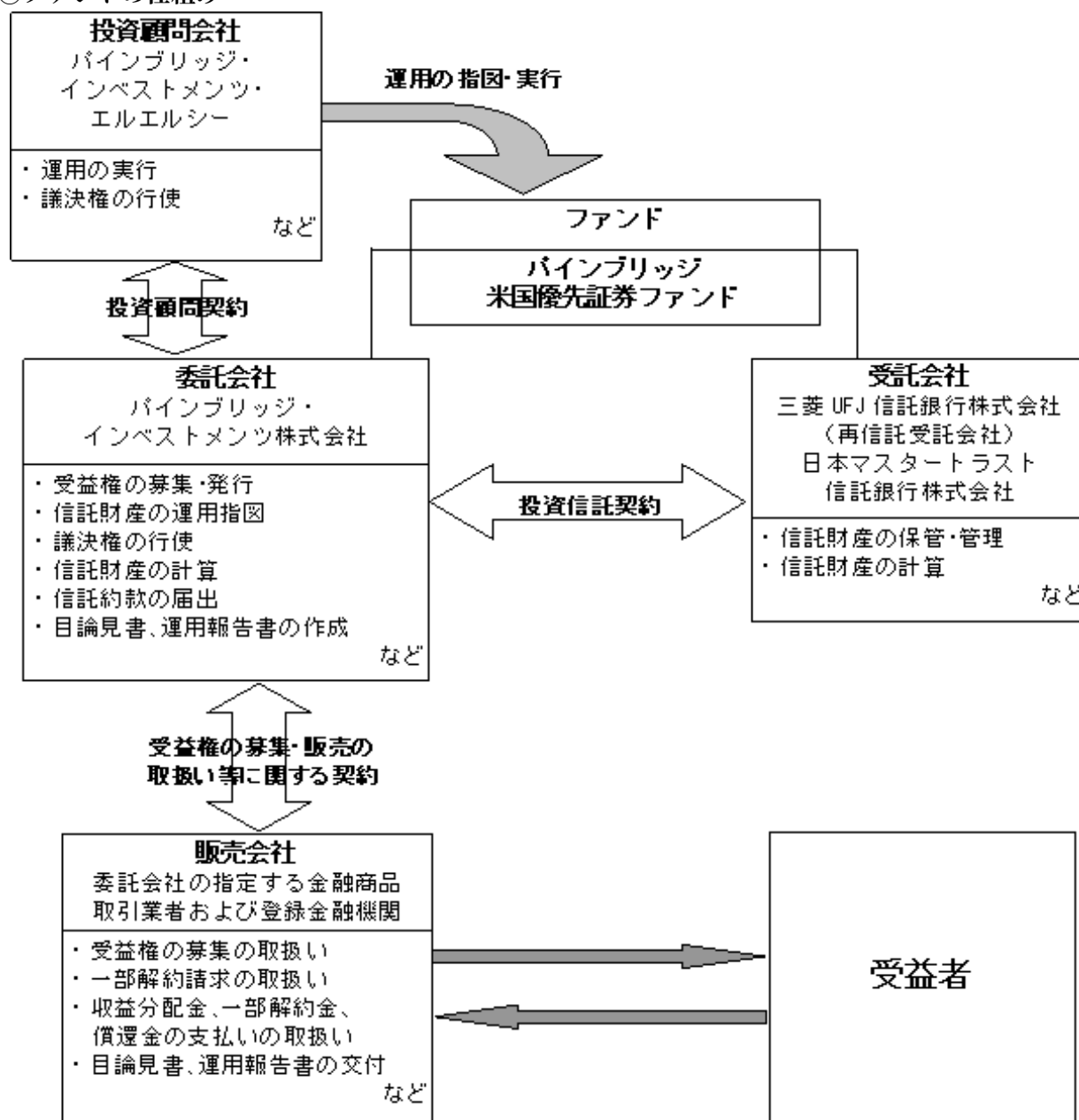
(2) 【ファンドの沿革】

平成14年12月 5日 投資信託契約締結、当ファンドの設定、運用開始

平成21年12月 1日 ファンドの名称変更（「AIG米国優先証券ファンド」から「パインブリッジ米国優先証券ファンド」に変更。）

(3) 【ファンドの仕組み】

①ファンドの仕組み



- ・投資信託契約とは、投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社との間で規定したもので、信託財産の運用や管理・運営方法、委託会社と受託会社および受益者の権利義務関係、募集および換金方法等の取り決め等が定められています。
- ・受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約とは、委託会社と販売会社との間で締結された契約で、販売会社の行う受益権の募集、一部解約請求、収益分配金および償還金の支払い等の取扱い等が規定されています。
- ・投資顧問契約とは、委託会社と委託会社が信託財産の運用にかかる指図権を委託するものとの間に締

結する契約で、信託財産の運用委託権限の範囲、議決権の行使、発注権限、運用状況の報告内容、報酬等が定められています。

②委託会社の概況

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社は、世界各地に拠点を持つ独立系資産運用グループ

「PineBridge Investments」の一員として、主に個人投資家に対する投資信託業務と年金基金・機関投資家等に対する投資一任・助言業務を展開しております。

・資本金の額 500,000,000円（平成24年8月11日現在）

・会社の沿革

昭和61年11月 当社の前身であるエーアイジー・オーバーシーズ・ファイナンス・ジャパン株式会社設立。

昭和62年 1月 エイアイジー投資顧問株式会社に名称変更。

平成 9年 2月 エイミック投信投資顧問株式会社に名称変更。

平成13年 7月 エイアイジー投信投資顧問（AIG投信投資顧問）株式会社に名称変更。

平成14年 4月 株式会社千代田投資顧問と合併。

平成19年 4月 AIGインベストメントマネジメント投資顧問株式会社との事業統合。

平成20年 4月 AIGインベストメンツ株式会社に名称変更。

平成20年 5月 エイアイジー・ジャパン・セキュリティーズ・インク（AIG日本証券会社）との事業統合。

平成21年12月 パインブリッジ・インベストメンツ株式会社に名称変更。

・大株主の状況（平成24年6月末日現在）

株主名	住 所	持株数	持株比率
PineBridge Investment Holdings B.V.	Prins Bernhardplein 200 1097 JB Amsterdam The Netherlands	41,000株	100%

・当社が属するPineBridge Investmentsは、ニューヨークに本部を置くグローバルな資産運用グループです。世界各地の拠点で、投資チーム・顧客サービスチームのプロフェッショナルが、世界中に広がるネットワークを活用し、資産の運用管理に専念しております。

2【投資方針】

(1)【投資方針】

①基本方針

この投資信託は、主として米国の優先証券に投資し、安定した収益の確保を図るとともに、中長期的に信託財産の着実な成長を目指します。

②投資対象

米国の優先証券（ハイブリッド・プリファード・セキュリティーズ（ハイブリッド優先証券））を主要投資対象とします。

③投資態度

- 1) 主として米国の優先証券に投資し、高水準のインカム収入の確保を目指して運用を行います。
- 2) 組入対象となる優先証券は、取得時において1以上の国際的格付機関（S&P、ムーディーズなど）から、A－またはA3格相当以上の格付けを取得している銘柄に限定し、ファンド全体の信用リスクをコントロールします。
- 3) ポートフォリオの構築にあたっては、個別銘柄の配当利回り、バリュエーション、流動性、発行条件、償還条項などの各種分析に基づき、割安と判断される銘柄を選定します。
- 4) 特定の銘柄・業種への集中投資を避け、分散投資を行います。
- 5) 外貨建て資産については、為替変動リスクを回避するため、原則として、為替のフルヘッジを行います。
- 6) 資金動向や市況動向等によっては、前記のような運用ができない場合があります。
- 7) 運用にあたっては、パインブリッジ・インベストメンツ・エルエルシーに外貨建て資産の運用の権限を委託します。

(2)【投資対象】

①投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第23条、第24条および第25条に定めるものに限ります。）
 - ハ. 金銭債権（イ. 二. に掲げるものに該当するものを除きます。以下同じ。）
 - ニ. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

②投資有価証券の範囲

委託会社（委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けたものを含みます。以下、委託会社の運用の指図にかかる事項について同じ。）は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

す。)

9. 特定目的会社にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. 特定目的信託にかかる受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。）
11. コマーシャル・ペーパー
12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前記1.から10. までの証券または証書の性質を有する優先証券
14. 前記13. 以外の外国または外国の者の発行する証券または証書で、前記1.から12. までの証券または証書の性質を有するもの
15. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
16. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
17. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
18. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
19. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
21. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
22. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
23. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
24. 外国の者に対する権利で前記23.の有価証券の性質を有するもの

なお、前記1. の証券または証書および14. および19. の証券または証書のうち1. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、前記2. から6. までの証券および14. の証券および19. の証券または証書のうち2. から6. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、前記15. の証券および16. の証券を以下「投資信託証券」といいます。

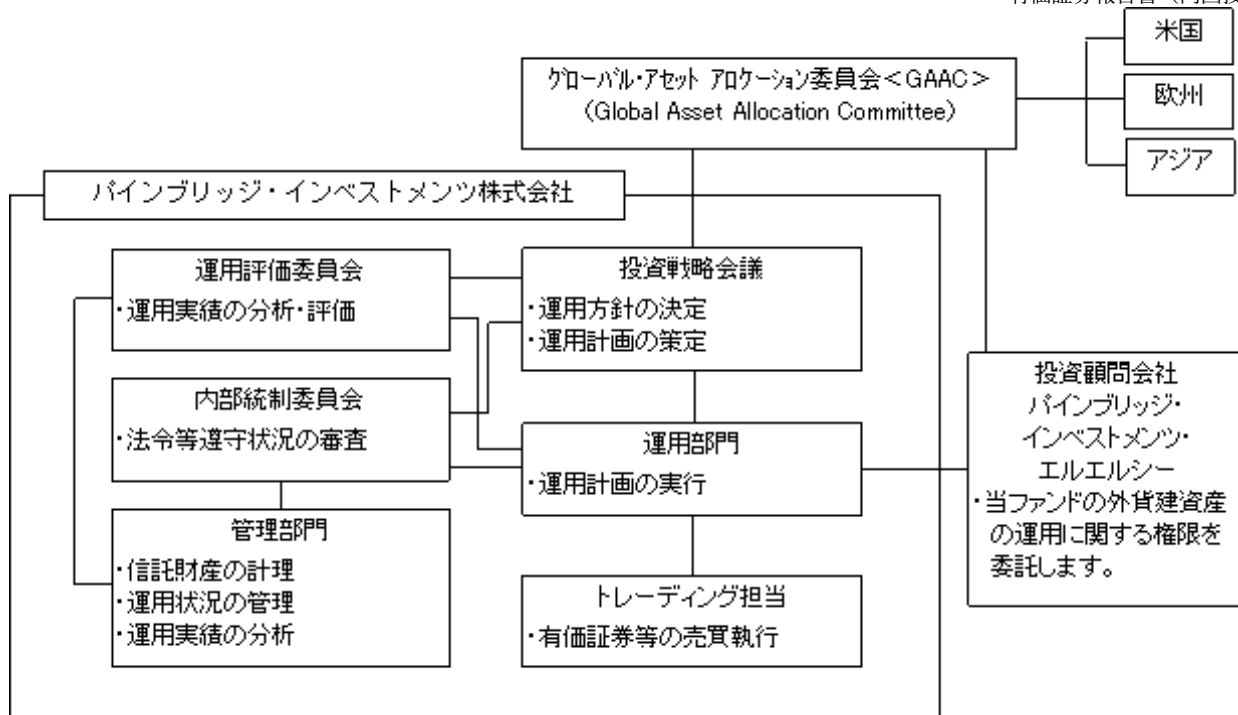
③委託会社は、信託金を、前記①に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前記5. の権利の性質を有するもの

④前記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記③に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（3）【運用体制】

①委託会社の運用体制



1) グローバル・アセット アロケーション委員会(Global Asset Allocation Committee <GAAC>)

- ・世界中の運用拠点からの主要メンバーにより組織されています。
- ・毎月コンファレンス・コール形式で経済環境、投資戦略、市場リスク分析、各地からの情報提供による現地経済活動のサイクルや業種ローテーション等の詳細な分析が行われます。
- ・定期的に、一堂に会しての会議（オフサイト・ミーティング）も行われます。

2) 運用計画の決定と実行

- ・月1回投資戦略会議を開催し、GAACの方針に基づいたファンドの運用基本計画を決定します。
- ・運用部門（14名）のファンドマネジャーは、具体的なポートフォリオを構築し、運用を実行します。
- ・有価証券等の売買はトレーディング担当（2名）において執行されます。

3) パフォーマンス評価と法令等遵守状況の審査

- ・運用評価部（2名）において運用実績の分析・評価を行い、運用評価委員会に上程します。
- ・コンプライアンス部（3名）において運用業務の考査および諸法令等の遵守状況に関する監理を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに、内部統制委員会に報告します。
- ・運用評価委員会および内部統制委員会において、パフォーマンス評価と法令等の遵守状況の審査が行われます。

4) ファンドの関係法人に対する管理体制

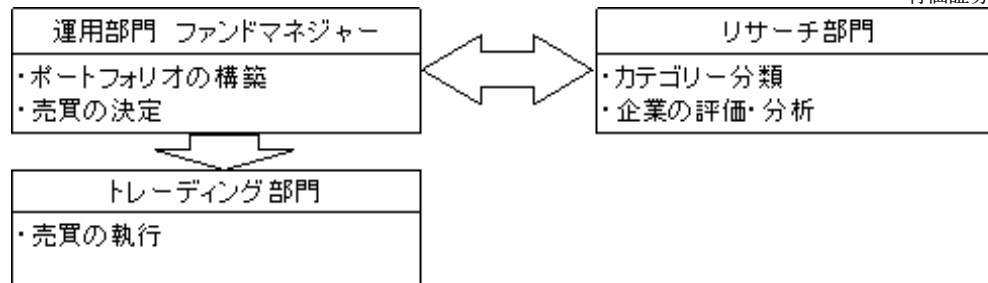
- ・ファンドの受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などの信託財産の管理業務を通じて、信託事務の正確性・迅速性・システム対応力等を総合的に検証しています。また、受託会社より、内部統制の有効性についての報告書を受取っています。
- ・ファンドの運用に関する権限の委託先に対しては、担当部署において外部委託先が行った日々の約定の確認を行うとともに、コンプライアンス部において運用状況のモニタリングを行い、必要に応じて改善を求めます。

※当社では、運用の適正化および投資者保護を目的として、社内規程等で信託財産の運用にあたって必要な事項を定めております。

※前記の運用体制等は平成24年6月末現在のものであり、今後変更することがあります。

②投資顧問会社の運用体制

当ファンドの外貨建資産の運用に関する権限の委託先であるパインブリッジ・インベストメンツ・エルエルシーの運用体制は次の通りです。



※前記の運用体制等は、今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

①毎月の決算時（原則として毎月20日。ただし、休業日の場合は翌営業日）に以下の方針に基づいて分配を行います。

- 1）分配対象額は、繰越分を含めた経費控除後の利子等収益と売買益（評価益を含みます。）の全額とします。
- 2）分配金額は、基準価額の水準、市況動向、運用状況等を勘案して委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- 3）留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき元本部分と同一の運用を行います。

②信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- 1）配当金、利子、貸付有価証券にかかる品賃料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- 2）売買損益に評価損益を加減して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- 3）毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

③収益分配金の支払い

- 1）収益分配金は、毎決算日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）から、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。
- 2）前記1）の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎決算日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。
- 3）前記1）に規定する収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。
- 4）受託会社は、収益分配金については原則として毎決算日の翌営業日に、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払い込みます。
- 5）受託会社は、前記4）の規定により委託会社の指定する預金口座等に収益分配金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（５）【投資制限】

・信託約款による投資制限

①株式への投資割合

株式の投資割合には、制限を設けません。

②新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合

委託会社は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

③投資信託証券への投資割合

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

④外貨建て資産への投資には制限を設けません。

⑤投資する株式等の範囲

委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

⑥同一銘柄の株式への投資割合

委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

⑦同一銘柄の新株引受権証券等への投資割合

委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

⑧同一銘柄の優先証券への投資割合

委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の優先証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

⑨先物取引等の運用指図

1）委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。（以下同じ。）

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券および組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに前記（2）投資対象 ③に掲げる金融商品で運用している額の範囲とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本項⑨で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

2）委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジの対象とする外貨建資産の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本項⑨で規定する全オプ

ション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

- 3) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに前記（2）投資対象 ③に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに前記（2）投資対象 ③に掲げる金融商品で運用している額（以下「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建てで、信託財産の外貨建資産組入可能額（信託約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額、以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券および外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本項⑨で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

⑩スワップ取引の運用指図

- 1) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- 2) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、前記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- 4) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- 5) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図をするものとします。

⑪金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図

- 1) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- 2) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、前記純資産総

額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社はすみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

- 4) 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、前記純資産総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社はすみやかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- 5) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- 6) 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑫同一銘柄の転換社債等への投資制限

委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

⑬有価証券の貸付の指図

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次に定める範囲内で貸付の指図をすることができます。
 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- 2) 前記1) 1. および2. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社はすみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- 3) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑭特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑮資金の借入れ

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、信託財産において一部解約金の支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または、再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- 2) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- 3) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資を限度とします。
- 4) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

・法令等による投資制限

①同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図しないものとします。

②デリバティブ取引にかかる投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

（1）当ファンドのリスク

当ファンドは、主として米国の優先証券など値動きのある有価証券等（外貨建て資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、当ファンドは預貯金とは異なり、元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。これらの運用による損益はすべて受益者の皆様に帰属しますので、お申込みにあたりましては、当ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえお申込みください。

当ファンドが有する主なリスク要因として、以下の項目が挙げられます。

①価格変動リスク

当ファンドの主要投資対象である優先証券は、債券に近い性質を有しているため、一般にマクロ経済の動向による金利変動、信用スプレッドの拡大・縮小等により価格が変動します。また、経済・社会情勢、発行体の信用状況、経営・財務状況、市場の需給等によっても変動します。組入銘柄の価格の変動は、当ファンドの基準価額を上下させる要因となります。

②信用リスク

組入有価証券等の発行体および取引の相手先の倒産や財務状況の悪化等の理由による価格の下落、利息・配当・償還金の支払不能または債務不履行（デフォルト）等の影響を受け、基準価額が下落することがあります。

③為替変動リスク

外貨建て資産への投資には為替変動リスクを伴います。外国為替相場は、金利変動、政治・経済情勢、需給その他の様々な要因により変動します。この影響を受けて外貨建て資産の価格が変動し、基準価額が下落することがあります。当ファンドでは、原則として為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図りますが、為替ヘッジを行うにあたり、ヘッジ対象通貨と円との金利差相当分のヘッジコストがかかります。日米金利差の縮小はヘッジコストの減少要因に、拡大はヘッジコストの増加要因になります。

④流動性リスク

組入有価証券等を売買しようとする場合に、当該有価証券等の需給状況により、希望する時期および価格で売買できないリスクをいいます。この影響を受け基準価額が下落する要因になることがあります。

⑤優先証券固有の投資リスク

1. 期限前償還リスク

優先証券には繰上償還条項が設定されているものが多くあります。金利低下局面で繰上償還された場合には、当該金利低下による優先証券の価格上昇を享受できないことがあります。また、組入銘柄が期限前償還された場合、償還された元本を再投資することになりますが、市況動向により再投資した利回りが償還まで持ち続けられた場合の利回りより低くなる場合があります。

2. 弁済順位に関する留意点

一般的に優先証券は、弁済順位では株式に優位し債券に劣後します。発行体の破綻時における残余財産からの弁済が後順位となる可能性があります。

3. 利息／配当の支払いに関する留意点

優先証券には利息／配当の支払繰延条項がついているものがあります。発行体の業績の著しい悪化等により、利息／配当の支払いが繰延べられる可能性があります。

4. 制度変更等に関する留意点

米国の税制の変更等、当ファンドの主要投資対象である米国優先証券市場にとって不利益な制度変更等があった場合は、市場規模が著しく縮小し、基準価額が下落することがあります。また、今後、新しい形態のものが発行される可能性があり、米国優先証券の特色の内容が変更となることがあります。

⑥その他のリスク・留意点

1. カウンターパーティーリスク

当ファンドでは、証券取引、為替取引等の相対取引を行うことがあります。これには取引相手方の決済不履行リスクが伴います。

2. 有価証券先物等に伴うリスク

当ファンドでは、有価証券先物取引等を利用することがありますので、このような場合にはファンドの基準価額は有価証券先物等の価格変動の影響を受けます。

3. 収益分配に関わるリスク

当ファンドは、毎月の決算日に収益分配方針にしたがい分配を行います。ただし、委託会社の判断により、分配が行われないこともあります。また、基準価額が元本を下回っていても、分配が行われる場合があります。

4. 解約によるファンドの資金流出に伴うリスク

解約によるファンドの資金流出に伴い、保有有価証券を大量に売却（先物取引については反対売買）しなければならないことがあります。その際には、市況動向や市場の流動性等の状況によって基準価額が大きく下落することがあります。

5. 資産規模に関するリスク

当ファンドの資産規模によっては、運用方針に基づく運用が効率的にできない場合があります。

6. 繰上償還に関わるリスク

当ファンドでは、残存口数が10億口を下回った場合には、繰上償還されることがあります。

7. 取得申込、解約請求等に関する留意点

取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断で取得申込および解約請求の受付を中止することがあります。また、すでに受付けた取得申込および解約請求の受付を取消することがあります。

8. 収益分配金に関する留意点

収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて行う場合があります。したがって、収益分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。また、投資者の個別元本の状況によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。なお、収益分配金はファンドの純資産から支払われますので、分配金の支払いは純資産総額の減少につながり、基準価額の下落要因となります。計算期間中の運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

9. その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

（2）投資リスクに対する管理体制

①委託会社におけるリスク管理体制は、次のとおりです。

1）運用評価部

運用資産にかかる運用リスクの低減および顕在化の防止に努めます。
また、運用実績の分析および評価を行い運用評価委員会に上程します。

2）コンプライアンス部

運用業務の考査および諸法令等の遵守状況に関する監理を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに、内部統制委員会に報告します。
また、適正なるコンプライアンスを実現するための施策を行います。

3）内部統制委員会

月1回開催、コンプライアンス部の報告に基づき、諸法令等の遵守状況についての審議および体制整備等の適正な運用に資する対応を図ります。

4）運用評価委員会

月1回以上開催し、運用実績の分析および評価を総合的に審議し、必要に応じて運用改善のための対応を図ります。

②投資顧問会社におけるリスク管理体制は、次のとおりです。

- 1）リスク管理部門においては、運用ガイドラインの遵守状況等をモニタリングし、問題点が発生した場合は、ファンドマネジャーに是正勧告を行うとともに売買監視委員会に報告します。
- 2）売買監視委員会は、四半期ごとにチェック状況等につき審議します。
- 3）パフォーマンス評価部門において、運用実績の評価分析を行い運用に反映します。

※前記のリスク管理体制等は、今後変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に1.575%（税抜1.5%）の率を乗じて得た額を上限とし、販売会社が独自に定めるものとします。（申込手数料は、当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する額を含みます。以下同じ。）

なお、収益分配金を再投資する場合は、申込手数料はかかりません。

詳しくは、販売会社または委託会社までお問い合わせください。

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

電話番号 03-5208-5858（営業日の9:00～17:00）

ホームページ <http://www.pinebridge.co.jp/>

（２）【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はありません。

（３）【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.3125%（税抜年1.25%）の率を乗じて得た金額とします。なお、委託会社、受託会社および販売会社の配分についての内訳は次の通りです。

（信託報酬は、当該報酬にかかる消費税等に相当する額を含みます。以下同じ。）

	各販売会社の純資産残高		
	50億円以下の部分	50億円超 200億円以下の部分	200億円超の部分
信託報酬	1.3125%（税抜1.25%）		
委託会社	0.8190% （税抜0.78%）	0.7665% （税抜0.73%）	0.7140% （税抜0.68%）
販売会社	0.4200% （税抜0.40%）	0.4725% （税抜0.45%）	0.5250% （税抜0.50%）
受託会社	0.0735% （税抜0.07%）	0.0735% （税抜0.07%）	0.0735% （税抜0.07%）

※ 各販売会社の純資産残高とは、当ファンド（「パインブリッジ米国優先証券ファンド（愛称：ラストリゾート）」）の販売会社別の純資産残高と、委託会社が別途設定・運用を行う「パインブリッジ米国優先証券ファンド（為替ヘッジなし）（愛称：ピュアリゾート）」の販売会社別の純資産残高の合計額とし、当該合計額に応じて、委託会社と販売会社の配分にかかる前記料率を適用するものとします。

委託会社の報酬には、当ファンドの米国優先証券の運用指図権の委託先である投資顧問会社への報酬、信託財産の財務諸表の監査を行う監査法人に対する費用および目論見書・運用報告書の作成等に要する費用が含まれます。

信託報酬は、毎決算期末または信託終了のとき、信託財産中から支払うものとします。

なお、運用の権限の委託先への報酬は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.35%以内の率を乗じて得た額とし、毎決算期末または信託終了のとき、委託会社が受取る報酬の中から支払います。

（４）【その他の手数料等】

- ①信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息を信託財産中から支払います。
- ②ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、信託財産が負担します。このほか、売買委託手数料に対する消費税等相当額および先物取引・オプション取引等に要する費用についても信託財産が負担します。
- ③信託財産に属する有価証券等の保管を外国の金融機関に委任する場合の保管費用についても信託財産が

負担します。

- ④信託財産において一部解約および分配金の再投資に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入の指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産中から支払います。

※その他の手数料等は、事前に計算できないため、その総額や計算方法を記載しておりません。

前記（１）から（４）の費用・手数料等には、保有期間等に応じて異なるものや、事前に計算できないものが含まれているため、その合計額、上限額、計算方法等を表示することはできません。

（５）【課税上の取扱い】

当ファンドは課税上は株式投資信託として取扱われます。

１）個人の受益者に対する課税

＜平成24年12月31日まで＞

普通分配金については、10%（所得税7%および地方税3%）の税率による源泉徴収が行われ、原則として確定申告の必要はありません。なお、確定申告をして、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することも可能です。

一部解約時および償還時の差益については、申告分離課税が適用され、10%（所得税7%および地方税3%）の税率となります。

＜平成25年1月1日以降＞

普通分配金については、10.147%（所得税7.147%および地方税3%）の税率による源泉徴収が行われ、原則として確定申告の必要はありません。なお、確定申告をして、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することも可能です。前記10.147%の税率は、平成26年1月1日からは20.315%（所得税15.315%および地方税5%）となります。

一部解約時および償還時の差益については、申告分離課税が適用され、10.147%（所得税7.147%および地方税3%）の税率となります。前記10.147%の税率は、平成26年1月1日からは20.315%（所得税15.315%および地方税5%）となります。

２）法人の受益者に対する課税

＜平成24年12月31日まで＞

普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、7%の所得税が源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。

※原則として、益金不算入制度の適用はありません。

＜平成25年1月1日以降＞

普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、7.147%の所得税が源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、前記7.147%の税率は、平成26年1月1日からは15.315%（所得税15.315%）となります。

※原則として、益金不算入制度の適用はありません。

１．個別元本について

- ①追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

- ②受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

- ③同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、分配金受取りコースと分配金再投資コースの両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

- ④受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

２．元本払戻金（特別分配金）について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払

戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、

- ①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
- ②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

前記は平成24年6月末現在のものですので、税法が改正された場合等においては、税率等の課税上の取扱いが変更になることがあります。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご相談されることをお勧めします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

(平成24年6月29日現在)

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（％）
優先証券	アメリカ	9,950,558,250	51.14
	イギリス	3,251,400,240	16.71
	スウェーデン	969,160,269	4.98
	ドイツ	850,488,716	4.37
	フランス	623,247,070	3.20
	バミューダ	441,861,566	2.27
	スイス	411,460,280	2.11
	オランダ	343,817,758	1.77
	ジャージー	292,587,279	1.50
	日本	165,377,212	0.85
	カナダ	105,930,084	0.54
	小 計	17,405,888,724	89.46
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		2,051,173,784	10.54
合計（純資産総額）		19,457,062,508	100.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率です。

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

1. 組入上位30銘柄（平成24年6月29日現在）

国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)	備考
イギリス	優先証券	LLOYDS BANKING 7.750% 07/15/2050	銀行	514,403	2,092.99	1,076,640,797	2,097.74	1,079,088,636	5.55	※1
アメリカ	優先証券	PROGRESSIVE CORP	保険	11,867,000	8,244.27	978,348,054	8,248.23	978,818,640	5.03	※2
アメリカ	優先証券	GREAT WEST LIFE & ANN IN	保険	11,550,000	7,891.34	911,450,347	7,891.34	911,450,347	4.68	※2
ドイツ	優先証券	ALLIANZ SE 8.375%	保険	415,000	2,063.64	856,413,173	2,049.37	850,488,716	4.37	※1
スウェーデン	優先証券	NORDEA BANK AB	銀行	10,000,000	8,367.20	836,720,500	8,384.65	838,465,320	4.31	※2
アメリカ	優先証券	GENERAL ELEC CAP CORP	その他産業	8,300,000	8,332.30	691,581,613	8,337.06	691,976,577	3.56	※2
アメリカ	優先証券	JPM CHASE CAP XXIX 6.700% 04/02/2040	銀行	314,000	2,055.71	645,494,572	2,027.95	636,778,403	3.27	※1
アメリカ	優先証券	TORCHMARK CAP TRUST III 7.100% 06/01/2046	保険	262,064	2,034.30	533,117,188	2,073.95	543,509,336	2.79	※1
アメリカ	優先証券	ENTERGY LOUISIANA LLC 5.875% 06/15/2041	公益	230,000	2,145.33	493,427,165	2,173.09	499,811,620	2.57	※1
アメリカ	優先証券	ENTERGY ARKANSAS INC 5.750% 11/01/2040	公益	207,500	2,069.99	429,523,132	2,161.19	448,448,481	2.30	※1
イギリス	優先証券	PRUDENTIAL PLC	保険	5,983,000	7,371.86	441,058,653	7,439.27	445,092,002	2.29	※2
バミューダ	優先証券	PARTNERRE LTD 6.750%	保険	218,312	2,020.02	440,995,850	2,023.99	441,861,566	2.27	※1

アメリカ	優先証券	GEORGIA POWER COMPANY 8.200% 11/01/2048	公益	187,500	2,348.36	440,319,206	2,292.05	429,761,062	2.21	※1
スイス	優先証券	CREDIT SUISSE GUERNSEY 7.900%	銀行	200,000	2,046.19	409,239,600	2,057.30	411,460,280	2.11	※1
フランス	優先証券	CREDIT AGRICOLE SA	銀行	7,307,000	5,234.45	382,481,992	5,491.42	401,258,380	2.06	※2
アメリカ	優先証券	GULF POWER CO 5.750% 06/01/2051	公益	167,000	2,357.09	393,634,564	2,359.47	394,031,907	2.03	※1
アメリカ	優先証券	JPM CHASE CAPITAL XXVIII 7.200% 12/22/39	銀行	183,366	1,989.09	364,732,357	1,989.88	364,877,784	1.88	※1
オランダ	優先証券	AEGON NV 6.8750%	保険	175,938	1,889.95	332,515,307	1,954.19	343,817,758	1.77	※1
アメリカ	優先証券	BB&T CAPITAL TRUST V 8.950% 09/15/2063	銀行	168,000	1,996.23	335,367,093	1,995.43	335,233,852	1.72	※1
アメリカ	優先証券	M&T CAPITAL TRUST IV 8.500% 01/31/2068	銀行	159,111	2,041.43	324,815,464	2,038.26	324,310,700	1.67	※1
アメリカ	優先証券	BB&T CAP TST VII 8.100% 11/01/2064	銀行	158,344	2,013.68	318,854,288	2,014.47	318,979,871	1.64	※1
イギリス	優先証券	BARCLAYS BANK PLC 7.100%	銀行	161,700	1,986.71	321,251,896	1,970.06	318,558,766	1.64	※1
アメリカ	優先証券	BNY CAPITAL V 5.950% 05/01/2033	銀行	148,022	2,028.74	300,299,602	2,028.74	300,299,602	1.54	※1
ジャージー	優先証券	SWISS RE CAPITAL I LP	保険	4,000,000	7,362.74	294,509,754	7,314.68	292,587,279	1.50	※2
イギリス	優先証券	AVIVA PLC 8.250% 12/01/2041	保険	132,000	2,122.33	280,148,299	2,148.50	283,603,042	1.46	※1
アメリカ	優先証券	CHUBB CORP	保険	3,323,000	8,149.10	270,794,676	8,168.92	271,453,543	1.40	※2
イギリス	優先証券	PRUDENTIAL PLC 6.750%	保険	126,800	2,073.95	262,977,684	2,038.26	258,452,255	1.33	※1
イギリス	優先証券	PRUDENTIAL PLC 6.500%	保険	120,700	2,022.40	244,104,283	2,029.54	244,965,828	1.26	※1
フランス	優先証券	AXA SA	保険	3,000,000	7,367.89	221,036,970	7,399.62	221,988,690	1.14	※2
イギリス	優先証券	BARCLAYS BANK PLC 8.125% 12/31/2049	銀行	110,000	2,025.57	222,813,514	2,010.50	221,155,935	1.14	※1

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額の比率です。

(注2) 外貨建資産に属する銘柄の帳簿価額および評価額は、対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算したものです。

(注3) 備考欄の「※1」は25ドル額面、「※2」は1,000ドル額面の優先証券です。

2. 種類別及び業種別投資比率（平成24年6月29日現在）

種類	業種	投資比率（%）
優先証券	保険	37.34
	銀行	32.68
	公益	12.03
	その他産業	5.44
	その他金融	1.97
合計		89.46

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類および業種の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

	純資産総額（円）		基準価額（円）	
第1特定期間末 （平成15年5月20日）	（分配付）	21,887,625,353	（分配付）	10,346
	（分配落）	21,697,102,407	（分配落）	10,196
第2特定期間末 （平成15年11月20日）	（分配付）	60,628,340,354	（分配付）	10,351
	（分配落）	59,787,659,637	（分配落）	10,165
第3特定期間末 （平成16年5月20日）	（分配付）	107,829,813,118	（分配付）	9,577
	（分配落）	106,051,816,690	（分配落）	9,379
第4特定期間末 （平成16年11月22日）	（分配付）	137,282,048,732	（分配付）	10,315
	（分配落）	134,739,807,615	（分配落）	10,117
第5特定期間末 （平成17年5月20日）	（分配付）	146,726,233,059	（分配付）	10,020
	（分配落）	143,944,163,613	（分配落）	9,822
第6特定期間末 （平成17年11月21日）	（分配付）	138,291,505,021	（分配付）	9,545
	（分配落）	135,386,788,704	（分配落）	9,350
第7特定期間末 （平成18年5月22日）	（分配付）	108,734,000,956	（分配付）	9,142
	（分配落）	106,606,099,778	（分配落）	8,982
第8特定期間末 （平成18年11月20日）	（分配付）	94,228,636,649	（分配付）	9,265
	（分配落）	92,595,938,881	（分配落）	9,115
第9特定期間末 （平成19年5月21日）	（分配付）	74,043,346,396	（分配付）	9,094
	（分配落）	72,707,566,025	（分配落）	8,944
第10特定期間末 （平成19年11月20日）	（分配付）	52,539,732,386	（分配付）	8,137
	（分配落）	51,499,645,915	（分配落）	7,987
第11特定期間末 （平成20年5月20日）	（分配付）	47,058,471,780	（分配付）	8,122
	（分配落）	46,155,582,735	（分配落）	7,972
第12特定期間末 （平成20年11月20日）	（分配付）	27,273,850,788	（分配付）	5,558
	（分配落）	26,489,290,122	（分配落）	5,408
第13特定期間末 （平成21年5月20日）	（分配付）	28,998,479,495	（分配付）	6,167
	（分配落）	28,282,510,464	（分配落）	6,017
第14特定期間末 （平成21年11月20日）	（分配付）	31,451,546,072	（分配付）	7,176
	（分配落）	30,772,703,442	（分配落）	7,026
第15特定期間末 （平成22年5月20日）	（分配付）	29,553,854,085	（分配付）	7,347
	（分配落）	28,930,938,023	（分配落）	7,197
第16特定期間末 （平成22年11月22日）	（分配付）	28,687,770,936	（分配付）	7,928
	（分配落）	28,119,149,885	（分配落）	7,778
第17特定期間末 （平成23年5月20日）	（分配付）	25,078,478,370	（分配付）	8,088
	（分配落）	24,581,858,973	（分配落）	7,938
第18特定期間末 （平成23年11月21日）	（分配付）	21,242,970,693	（分配付）	7,730
	（分配落）	20,743,581,248	（分配落）	7,555
第19特定期間末 （平成24年5月21日）	（分配付）	20,215,595,202	（分配付）	7,882
	（分配落）	19,422,636,572	（分配落）	7,582
平成23年 6月末日		23,364,806,702		7,841
7月末日		22,801,084,032		7,805
8月末日		22,057,618,864		7,680
9月末日		21,249,636,747		7,524
10月末日		21,438,240,033		7,701
11月末日		20,543,360,688		7,499
12月末日		20,467,658,705		7,535

平成24年 1月末日	20,733,351,409	7,699
2月末日	20,542,004,053	7,791
3月末日	20,360,921,765	7,802
4月末日	19,960,419,446	7,728
5月末日	19,609,708,299	7,668
6月末日	19,457,062,508	7,688

（注1）特定期間末の純資産総額（分配付）および基準価額（分配付）は、当該特定期間末における純資産総額（分配落）および基準価額（分配落）の金額に、当該特定期間中に支払われた収益分配金の累計額を加算した額を表示しております。

（注2）基準価額は10,000口当たりの価額です。

②【分配の推移】

期 間		1万口当たりの分配金
第1特定期間	自 平成14年12月 5日	150 円
	至 平成15年 5月20日	
第2特定期間	自 平成15年 5月21日	186 円
	至 平成15年11月20日	
第3特定期間	自 平成15年11月21日	198 円
	至 平成16年 5月20日	
第4特定期間	自 平成16年 5月21日	198 円
	至 平成16年11月22日	
第5特定期間	自 平成16年11月23日	198 円
	至 平成17年 5月20日	
第6特定期間	自 平成17年 5月21日	195 円
	至 平成17年11月21日	
第7特定期間	自 平成17年11月22日	160 円
	至 平成18年 5月22日	
第8特定期間	自 平成18年 5月23日	150 円
	至 平成18年11月20日	
第9特定期間	自 平成18年11月21日	150 円
	至 平成19年 5月21日	
第10特定期間	自 平成19年 5月22日	150 円
	至 平成19年11月20日	
第11特定期間	自 平成19年11月21日	150 円
	至 平成20年 5月20日	
第12特定期間	自 平成20年 5月21日	150 円
	至 平成20年11月20日	
第13特定期間	自 平成20年11月21日	150 円
	至 平成21年 5月20日	
第14特定期間	自 平成21年 5月21日	150 円
	至 平成21年11月20日	
第15特定期間	自 平成21年11月21日	150 円
	至 平成22年 5月20日	
第16特定期間	自 平成22年 5月21日	150 円
	至 平成22年11月22日	
第17特定期間	自 平成22年11月23日	150 円
	至 平成23年 5月20日	
第18特定期間	自 平成23年 5月21日	175 円
	至 平成23年11月21日	
第19特定期間	自 平成23年11月22日	300 円
	至 平成24年 5月21日	

③【収益率の推移】

期 間		収益率
第1特定期間	自 平成14年12月 5日	3.5 %
	至 平成15年 5月20日	
第2特定期間	自 平成15年 5月21日	1.5 %
	至 平成15年11月20日	
第3特定期間	自 平成15年11月21日	△5.8 %
	至 平成16年 5月20日	
第4特定期間	自 平成16年 5月21日	10.0 %
	至 平成16年11月22日	
第5特定期間	自 平成16年11月23日	△0.9 %
	至 平成17年 5月20日	
第6特定期間	自 平成17年 5月21日	△2.8 %
	至 平成17年11月21日	
第7特定期間	自 平成17年11月22日	△2.2 %
	至 平成18年 5月22日	
第8特定期間	自 平成18年 5月23日	3.2 %
	至 平成18年11月20日	
第9特定期間	自 平成18年11月21日	△0.2 %
	至 平成19年 5月21日	
第10特定期間	自 平成19年 5月22日	△9.0 %
	至 平成19年11月20日	
第11特定期間	自 平成19年11月21日	1.7 %
	至 平成20年 5月20日	
第12特定期間	自 平成20年 5月21日	△30.3 %
	至 平成20年11月20日	
第13特定期間	自 平成20年11月21日	14.0 %
	至 平成21年 5月20日	
第14特定期間	自 平成21年 5月21日	19.3 %
	至 平成21年11月20日	
第15特定期間	自 平成21年11月21日	4.6 %
	至 平成22年 5月20日	
第16特定期間	自 平成22年 5月21日	10.2 %
	至 平成22年11月22日	
第17特定期間	自 平成22年11月23日	4.0 %
	至 平成23年 5月20日	
第18特定期間	自 平成23年 5月21日	△2.6 %
	至 平成23年11月21日	
第19特定期間	自 平成23年11月22日	4.3 %
	至 平成24年 5月21日	

（注）収益率は以下の計算式により算出しております。

収益率＝（当特定期間末分配落基準価額＋当特定期間中分配金累計額－前特定期間末分配落基準価額）
 ÷ 前特定期間末分配落基準価額×100（ただし、第1特定期間については前特定期間末分配落基準価額の代
 わりに、1万口当たり当初元本額（10,000円）を用いております。）

（４）【設定及び解約の実績】

期 間		設定口数	解約口数
第1特定期間	自 平成14年12月 5日	21,409,818,661	130,833,505
	至 平成15年 5月20日		
第2特定期間	自 平成15年 5月21日	38,853,947,355	1,316,819,095
	至 平成15年11月20日		
第3特定期間	自 平成15年11月21日	57,768,793,556	3,510,987,503
	至 平成16年 5月20日		
第4特定期間	自 平成16年 5月21日	28,838,066,936	8,725,074,212
	至 平成16年11月22日		
第5特定期間	自 平成16年11月23日	21,074,613,578	7,710,950,116
	至 平成17年 5月20日		
第6特定期間	自 平成17年 5月21日	14,624,722,897	16,370,327,720
	至 平成17年11月21日		
第7特定期間	自 平成17年11月22日	2,472,425,752	28,587,261,311
	至 平成18年 5月22日		
第8特定期間	自 平成18年 5月23日	1,096,804,865	18,206,049,435
	至 平成18年11月20日		
第9特定期間	自 平成18年11月21日	429,840,290	20,714,188,664
	至 平成19年 5月21日		
第10特定期間	自 平成19年 5月22日	180,549,825	16,999,697,724
	至 平成19年11月20日		
第11特定期間	自 平成19年11月21日	175,147,901	6,757,086,560
	至 平成20年 5月20日		
第12特定期間	自 平成20年 5月21日	128,023,671	9,044,324,002
	至 平成20年11月20日		
第13特定期間	自 平成20年11月21日	135,199,085	2,112,634,398
	至 平成21年 5月20日		
第14特定期間	自 平成21年 5月21日	126,588,537	3,326,991,495
	至 平成21年11月20日		
第15特定期間	自 平成21年11月21日	138,137,305	3,740,731,346
	至 平成22年 5月20日		
第16特定期間	自 平成22年 5月21日	107,461,097	4,152,592,066
	至 平成22年11月22日		
第17特定期間	自 平成22年11月23日	83,412,077	5,270,268,743
	至 平成23年 5月20日		
第18特定期間	自 平成23年 5月21日	84,560,024	3,595,813,745
	至 平成23年11月21日		
第19特定期間	自 平成23年11月22日	443,109,878	2,281,654,220
	至 平成24年 5月21日		

（注1）上記はすべて本邦内における設定、解約の実績口数です。

（注2）第1特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

《参考情報》

基準価額・純資産の推移



※上記の分配金込み基準価額は、過去に支払った分配金を非課税で再投資したものと計算しています。

分配の推移

				(1万口あたり、課税前)	
2012年 6 月	50円	2011年12月	50円	直近1年間累計	500円
2012年 5 月	50円	2011年11月	50円	設定来累計	3,310円
2012年 4 月	50円	2011年10月	25円		
2012年 3 月	50円	2011年 9 月	25円		
2012年 2 月	50円	2011年 8 月	25円		
2012年 1 月	50円	2011年 7 月	25円		

主要な資産の状況

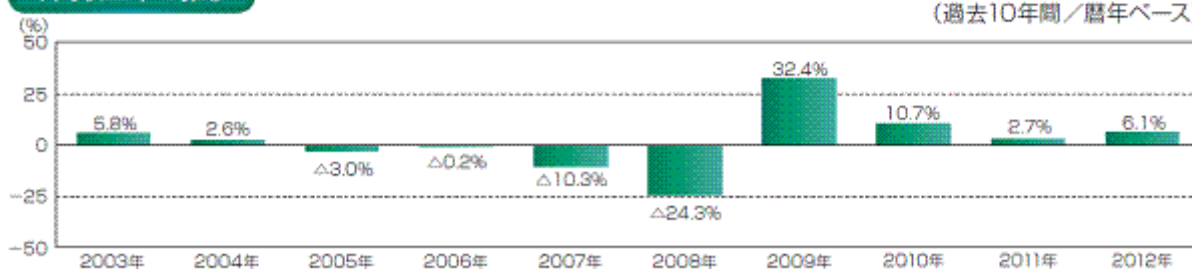
(2012年6月末現在)

国名	銘柄名	業種	投資比率(%)
イギリス	LLOYDS BANKING 7.750% 07/15/2050	銀行	5.55
アメリカ	PROGRESSIVE CORP	保険	5.03
アメリカ	GREAT WEST LIFE & ANN IN	保険	4.68
ドイツ	ALLIANZ SE 8.375%	保険	4.37
スウェーデン	NORDEA BANK AB	銀行	4.31
アメリカ	GENERAL ELEC CAP CORP	その他産業	3.56
アメリカ	JPM CHASE CAP XXIX 6.700% 04/02/2040	銀行	3.27
アメリカ	TORCHMARK CAP TRUST III 7.100% 06/01/2046	保険	2.79
アメリカ	ENTERGY LOUISIANA LLC 5.875% 06/15/2041	公益	2.57
アメリカ	ENTERGY ARKANSAS INC 5.750% 11/01/2040	公益	2.30

※投資比率は純資産総額に対する比率です。

年間収益率の推移

(過去10年間／暦年ベース)



※ファンドの収益率は分配金込み基準価額を基に算出しています。また、2012年は年初から6月末までの騰落率を表示しています。なお、当ファンドにはベンチマークはありません。

上記は過去の実績であり、将来の投資成果等をお約束するものではありません。
最新の運用状況は、委託会社または販売会社のホームページ等でご確認いただけます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

1）取得申込の受付

1. 平成24年2月18日（土）から平成25年2月19日（火）まで

※申込期間は、当該期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

2. 受益権の取得申込は、販売会社の営業日に受付けます。ただし、ニューヨーク証券取引所の休業日と同日の場合には、取得申込の受付は行いません。
3. 取得申込の受付は、販売会社の営業日の午後3時までとします。この受付時間を過ぎてからの取得申込は翌営業日のお取扱いとなります。ただし、受付時間は販売会社により異なる場合があります。詳しくは、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

電話番号 03-5208-5858（営業日の9:00～17:00）

ホームページ <http://www.pinebridge.co.jp/>

4. 運用の基本方針等の観点から受益者にとって不利益と判断する場合には、委託会社の判断で取得申込を受付けない場合があります。また、取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、受益権の取得申込の受付を中止すること、およびすでに受付けた取得申込の受付を取消することができます。
5. 取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

2）申込単位・申込価額

1. 収益分配金の受取方法により、収益分配金を受取る「分配金受取りコース」と分配金を税引き後再投資する「分配金再投資コース」の2つの申込コースがあります。取得申込時にいずれかの申込コースを選択いただきます。なお、原則として取得申込手続完了後の申込コースの変更はできません。いずれのコースでも、申込単位は販売会社が定めるものとします。

※販売会社によっては、どちらか一方のコースのみのお取扱いとなる場合や、申込単位およびお取扱いコースが異なる場合があります。詳しくは、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

2. 受益権の申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、当該基準価額に1.575%（税抜1.5%）を上限として販売会社が独自に定める率を乗じて得た申込手数料を加算した価額とします。なお、分配金再投資コースにおいて、収益分配金を再投資する場合には、申込手数料はかかりません。詳しくは、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

2【換金（解約）手続等】

1. 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。なお、販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

電話番号 03-5208-5858（営業日の9:00～17:00）

ホームページ <http://www.pinebridge.co.jp/>

2. 一部解約の実行請求は、販売会社の営業日に受付けます。ただし、解約請求日がニューヨーク証券取引所の休業日と同日の場合には、受益権の一部解約の実行請求の受付は行いません。一部解約の実行請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
3. 委託会社は、一部解約の実行請求を受付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。
4. 一部解約の価額は、一部解約の実行請求を受付けた日の翌営業日の基準価額とし、委託会社の営業日に日々算出されます。一部解約の価額は、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

5. 一部解約の実行請求の受付は、販売会社の営業日の午後3時までとします。当該受付時間を過ぎてからの解約請求は翌営業日のお取扱いとなります。ただし、受付時間は販売会社により異なる場合があります。詳しくは、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。
6. 委託会社は、取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行請求の受付を中止すること、およびすでに受付けた一部解約の実行請求を取消することができます。
7. 一部解約の実行請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行請求を受付けたものとして、前記4. の規定に準じて算出された価額とします。
8. 解約代金は、一部解約の実行請求を受付けた日から起算して、原則として6営業日目からお支払いします。
9. 換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの投資信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

- 1) 基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除して得た額をいいます。
- 2) 組入優先証券の評価は、取引所上場銘柄については原則として計算日の前営業日付の現地取引所の終値（またはこれに準じた価格）で、その他の銘柄については原則として価格情報会社の提供する価額、または証券会社、銀行等が提示する価額（売気配相場を除く）のいずれかにより評価します。外貨建て資産の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。
- 3) 基準価額は、委託会社の営業日に日々算出され、委託会社および販売会社で1万口当たりの価額として発表されます。基準価額については、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

電話番号 03-5208-5858（営業日の9:00～17:00）

ホームページ <http://www.pinebridge.co.jp/>

(2)【保管】

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、振替制度に移行しており、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しません。

(3)【信託期間】

ファンドの信託期間は、無期限とします。ただし、信託期間を繰上げて償還することがあります。（後記（5）その他 1）信託の終了 をご参照ください。）

(4)【計算期間】

この信託の計算期間は、原則として、毎月21日から翌月20日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日はその翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものとします。

(5)【その他】

1) 信託の終了

1. 投資信託契約の解約

- イ) 委託会社は、この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき、もしくは投資信託契約の一部解約により、受益権の口数が10億口を下ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ロ) 委託会社は、前記イ) の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの投資信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ハ) 前記ロ) の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- 二) 前記ハ) の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記イ) の投資信託契約の解約をしません。
- ホ) 委託会社は、この投資信託契約の解約をしないこととしたときには、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- ヘ) 前記ハ) からホ) までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記ハ) の一定期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

2. 投資信託契約に関する監督官庁の命令等による場合の信託終了

- イ) 委託会社は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し信託を終了させます。
- ロ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。なお、監督官庁が、この投資信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記3) 信託約款の変更 4. に該当する場合を除き、当該委託会社と受託会社との間において存続します。

3. 受託会社の辞任および解任による場合の信託終了

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は新受託会社を選任します。なお、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

2) 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

1. 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
2. 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

3) 信託約款の変更

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
2. 委託会社は、前記1. の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
3. 前記2. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
4. 前記3. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記1. の信託約款を変更しません。

5. 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつこれらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
6. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、前記1. から5. までの規定にしたがいます。

4) 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

5) 反対者の買取請求権

ファンドの投資信託契約の解約または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

6) 運用にかかる報告等開示方法

委託会社は、原則として6ヵ月毎（5月、11月）および償還時に「運用報告書」を作成し、知られたる受益者に対して販売会社を通じて交付します。

また、このほか運用状況等に関するレポートを定期的に作成・更新しており、各販売会社または委託会社のホームページにて入手することができます。

委託会社のホームページ <http://www.pinebridge.co.jp/>

7) 信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

8) 関係会社との契約の更改

1. 販売会社との契約

委託会社と販売会社との間で締結される「受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」には、販売会社の行う受益権の募集、一部解約請求、収益分配金および償還金の支払い等の取扱い等が規定されています。なお、契約の有効期間は1年とし、期間満了の3ヵ月前までに、いずれからも別段の意思表示がない場合は自動更新となります。

2. 投資顧問会社との契約

委託会社と委託会社が信託財産の運用にかかる指図権を委託するものとの間に締結する契約で、信託財産の運用委託権限の範囲、議決権行使の指図、発注権限、運用状況の報告内容、報酬等が定められています。なお、契約の有効期間は1年とし、期間満了の3ヵ月前までに、いずれからも別段の意思表示がない場合は自動更新となります。

4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は、次の通りです。

①収益分配金に対する請求権

受益者は、収益分配金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて請求する権利を有します。

＜分配金受取りコース＞の収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、毎決算日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）から販売会社において支払われます。なお、受益者が収益分配金の支払開始日から5年間その支払いを請求しない場合には、その権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

＜分配金再投資コース＞の収益分配金は、決算日の翌営業日に自動的に再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

②一部解約の実行請求権

受益者は、信託財産の一部解約の実行を請求する権利を有します。

解約金は、原則として受益者の請求を受付けた日から起算して6営業日目から、販売会社の営業所等において支払われます。

③償還金に対する請求権

受益者は、償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて請求する権利を有します。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、償還日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日まで）から、販売会社において支払われます。なお、受益者が償還金の支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

④反対者の買取請求権

信託約款の変更の内容が重大なものに該当するとき、または投資信託契約の解約が行われる場合、所定期間内に異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって公正な価額で買取るべき旨を請求することができます。

⑤帳簿書類の閲覧・謄写請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2)当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- (3)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第19特定期間（平成23年11月22日から平成24年5月21日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

パインブリッジ米国優先証券ファンド

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第18特定期間 (平成23年11月21日現在)	第19特定期間 (平成24年5月21日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	1,292,965,073	1,073,295,861
コール・ローン	545,824,902	367,627,915
其他有価証券	19,012,121,089	17,480,164,132
派生商品評価勘定	117,272,578	580,951,565
未収配当金	17,237,222	23,129,939
未収利息	97,376,172	81,541,561
前払費用	—	916,261
其他未収収益	2,283,965	3,950,448
流動資産合計	21,085,081,001	19,611,577,682
資産合計	21,085,081,001	19,611,577,682
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	13,864,073	4,425,295
未払金	128,331,405	—
未払収益分配金	137,277,408	128,084,687
未払解約金	37,726,123	34,210,956
未払受託者報酬	1,360,843	1,244,331
未払委託者報酬	22,939,901	20,975,841
流動負債合計	341,499,753	188,941,110
負債合計	341,499,753	188,941,110
純資産の部		
元本等		
元本	27,455,481,772	25,616,937,430
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△6,711,900,524	△6,194,300,858
（分配準備積立金）	3,442,594,012	2,988,002,889
元本等合計	20,743,581,248	19,422,636,572
純資産合計	20,743,581,248	19,422,636,572
負債純資産合計	21,085,081,001	19,611,577,682

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第18特定期間 自 平成23年 5月21日 至 平成23年11月21日	第19特定期間 自 平成23年11月22日 至 平成24年 5月21日
営業収益		
受取配当金	486,948,674	497,777,218
受取利息	230,985,240	209,569,335
有価証券売買等損益	△1,138,369,872	402,630,088
為替差損益	△52,875,228	△88,192,954
その他収益	1,915,363	1,666,483
営業収益合計	△471,395,823	1,023,450,170
営業費用		
受託者報酬	8,307,419	7,477,647
委託者報酬	140,039,248	126,051,715
その他費用	1,067,353	900,457
営業費用合計	149,414,020	134,429,819
営業利益又は営業損失（△）	△620,809,843	889,020,351
経常利益又は経常損失（△）	△620,809,843	889,020,351
当期純利益又は当期純損失（△）	△620,809,843	889,020,351
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△4,832,860	8,308,271
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△6,384,876,520	△6,711,900,524
剰余金増加額又は欠損金減少額	807,681,776	532,915,691
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	807,681,776	532,915,691
剰余金減少額又は欠損金増加額	19,339,352	103,069,475
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	19,339,352	103,069,475
分配金	499,389,445	792,958,630
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△6,711,900,524	△6,194,300,858

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	その他有価証券（ハイブリッド優先証券） 額面が25米国ドルの場合には、移動平均法に基づき、原則として時価で評価しています。 時価評価にあたっては、原則として市場終値を、特定期間末日に当該金融商品取引所等の最終相場等がない場合には、直近の日の最終相場等で、直近の日の最終相場等によることが適当でないと認められた場合は、特定期間末日又は直近の日の気配相場で評価しています。 時価が市場で取得できない場合は、価格情報会社または金融商品取引業者・銀行等の提示する価額で評価します。 また、額面が1,000米国ドルの場合には、個別法に基づき、原則として金融商品取引業者・銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない。）または価格情報会社の提供する価額で時価評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、我が国における特定期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。 (2) 特定期間末日の取扱い 平成23年11月20日が休日のため、前特定期間末日を平成23年11月21日としており、平成24年5月20日が休日のため、当特定期間末日を平成24年5月21日としており、このため当特定期間は182日となっております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第18特定期間 (平成23年11月21日現在)	第19特定期間 (平成24年5月21日現在)
1.期首元本額	30,966,735,493円	27,455,481,772円
期中追加設定元本額	84,560,024円	443,109,878円
期中一部解約元本額	3,595,813,745円	2,281,654,220円
2.受益権の総数	27,455,481,772口	25,616,937,430口
3.元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は6,711,900,524円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は6,194,300,858円であります。
4.その他有価証券	「その他有価証券」は、「ハイブリッド優先証券」です。	同左

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第18特定期間 自 平成23年 5月21日 至 平成23年11月21日	第19特定期間 自 平成23年11月22日 至 平成24年 5月21日
1. 投資信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託する場合における当該委託に要する費用	40,657,706円	35,506,230円
2. 分配金の計算過程		
	[平成23年5月21日から 平成23年6月20日までの 計算期間]	[平成23年11月22日から 平成23年12月20日までの 計算期間]
費用控除後の配当等収益額	173,037,617円	169,574,128円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	0円
収益調整金額	1,622,811,029円	1,492,538,336円
分配準備積立金額	3,709,831,578円	3,404,321,173円
当ファンドの分配対象収益額	5,505,680,224円	5,066,433,637円
当ファンドの期末残存口数	30,100,608,142口	27,258,876,598口
1万口当たり収益分配対象額	1,829.09円	1,858.63円
1万口当たり分配金額	25.00円	50.00円
収益分配金金額	75,251,520円	136,294,382円
	[平成23年6月21日から 平成23年7月20日までの 計算期間]	[平成23年12月21日から 平成24年 1月20日までの 計算期間]
費用控除後の配当等収益額	73,067,903円	75,987,354円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	0円
収益調整金額	1,593,272,020円	1,488,901,902円
分配準備積立金額	3,730,693,985円	3,396,676,277円
当ファンドの分配対象収益額	5,397,033,908円	4,961,565,533円
当ファンドの期末残存口数	29,510,448,634口	27,012,285,235口
1万口当たり収益分配対象額	1,828.85円	1,836.78円
1万口当たり分配金額	25.00円	50.00円
収益分配金金額	73,776,121円	135,061,426円
	[平成23年7月21日から 平成23年8月22日までの 計算期間]	[平成24年1月21日から 平成24年2月20日までの 計算期間]
費用控除後の配当等収益額	59,742,045円	80,527,080円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	0円
収益調整金額	1,559,679,234円	1,472,645,748円
分配準備積立金額	3,647,894,826円	3,281,253,894円
当ファンドの分配対象収益額	5,267,316,105円	4,834,426,722円
当ファンドの期末残存口数	28,869,118,586口	26,605,788,281口
1万口当たり収益分配対象額	1,824.55円	1,817.05円
1万口当たり分配金額	25.00円	50.00円
収益分配金金額	72,172,796円	133,028,941円

	[平成23年8月23日から 平成23年9月20日まで の計算期間]	[平成24年2月21日から 平成24年3月21日まで の計算期間]
費用控除後の配当等収益額	163,206,248円	194,344,187円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	0円
収益調整金額	1,536,183,536円	1,458,578,713円
分配準備積立金額	3,576,829,567円	3,169,950,694円
当ファンドの分配対象収益額	5,276,219,351円	4,822,873,594円
当ファンドの期末残存口数	28,412,703,050口	26,192,082,251口
1万口当たり収益分配対象額	1,856.99円	1,841.34円
1万口当たり分配金額	25.00円	50.00円
収益分配金金額	71,031,757円	130,960,411円
	[平成23年9月21日から 平成23年10月20日まで の計算期間]	[平成24年3月22日から 平成24年4月20日まで の計算期間]
費用控除後の配当等収益額	44,067,555円	37,664,974円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	0円
収益調整金額	1,513,123,295円	1,455,543,801円
分配準備積立金額	3,607,657,468円	3,185,113,665円
当ファンドの分配対象収益額	5,164,848,318円	4,678,322,440円
当ファンドの期末残存口数	27,951,937,358口	25,905,756,734口
1万口当たり収益分配対象額	1,847.76円	1,805.90円
1万口当たり分配金額	25.00円	50.00円
収益分配金金額	69,879,843円	129,528,783円
	[平成23年10月21日から 平成23年11月21日まで の計算期間]	[平成24年4月21日から 平成24年5月21日まで の計算期間]
費用控除後の配当等収益額	64,593,526円	60,714,781円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	0円
収益調整金額	1,489,213,178円	1,442,716,312円
分配準備積立金額	3,515,277,894円	3,055,372,795円
当ファンドの分配対象収益額	5,069,084,598円	4,558,803,888円
当ファンドの期末残存口数	27,455,481,772口	25,616,937,430口
1万口当たり収益分配対象額	1,846.29円	1,779.60円
1万口当たり分配金額	50.00円	50.00円
収益分配金金額	137,277,408円	128,084,687円

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

項目	第18特定期間 自 平成23年 5月21日 至 平成23年11月21日	第19特定期間 自 平成23年11月22日 至 平成24年 5月21日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、投資信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対する投資として運用することを目的としています。	同左

2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する主な金融資産は、その他有価証券（ハイブリッド優先証券）、金銭債権及びデリバティブ取引により生じる正味の債権等であり、金融負債は、金銭債務及びデリバティブ取引により生じる正味の債務等であります。当該金融商品は、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクがあります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	・運用評価部において運用実績の分析・評価を行い、運用評価委員会に上程します。 ・コンプライアンス部において運用業務の考査および諸法令等の遵守状況に関する監理を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに、内部統制委員会に報告します。 ・運用評価委員会および内部統制委員会において、パフォーマンス評価と法令等の遵守状況の審査が行われます。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

項目	第18特定期間 (平成23年11月21日現在)	第19特定期間 (平成24年5月21日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2) デリバティブ取引 「（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。 (3) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、「（デリバティブ取引等に関する注記）」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。	同左
4. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額	貸借対照表に計上している金銭債権は、その全額が1年以内に償還されます。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	第18特定期間 (平成23年11月21日現在)	第19特定期間 (平成24年5月21日現在)
	最終の計算期間の損益 に含まれた評価差額	最終の計算期間の損益 に含まれた評価差額
その他有価証券 (ハイブリッド優先証券)	90,766,401	△307,492,084
合計	90,766,401	△307,492,084

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

通貨関連

区分	種類	第18特定期間（平成23年11月21日現在）			
		契約額等 (円)	うち1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引以 外の取引	為替予約取引 売建				
	米国ドル	20,768,769,465	—	20,662,391,650	106,377,815
	買建				
	米国ドル	501,293,400	—	498,324,090	△2,969,310
合計		21,270,062,865	—	21,160,715,740	103,408,505

区分	種類	第19特定期間（平成24年5月21日現在）			
		契約額等 (円)	うち1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引以 外の取引	為替予約取引 売建				
	米国ドル	19,584,675,215	—	19,003,723,650	580,951,565
	買建				
	米国ドル	678,644,145	—	674,278,850	△4,365,295
合計		20,263,319,360	—	19,678,002,500	576,586,270

(注)時価の算定方法

1. 特定期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しています。

①特定期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という）の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しています。

②特定期間末日において当該日の対顧客先物売買相場が発表されていない場合は、以下の方法によっています。

- ・ 特定期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いています。
- ・ 特定期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最

- も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いています。
- 2.特定期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、特定期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しています。
- 3.換算において円未満の端数は切り捨てています。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

項目	第18特定期間 (平成23年11月21日現在)	第19特定期間 (平成24年5月21日現在)
1口当たり純資産額	0.7555円	0.7582円
(1万口当たり純資産額)	(7,555円)	(7,582円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表（平成24年5月21日現在）

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額金額	備考
米国ドル	その他 有価証券 (ハイ ブリッ ド優先 証券)	AEGON NV 6.8750%	175,938	3,823,132.74	※1
		ALLIANZ SE 8.3750%	415,000	10,823,200.00	※1
		ASSURED GUARANTY 5.6000% 07/15/2103	5,405	120,531.50	※1
		ASSURED GUARANTY 6.2500% 11/01/2102	81,700	1,830,080.00	※1
		ASSURED GUARANTY 6.8750% 12/15/2101	66,469	1,642,448.99	※1
		AVIVA PLC 8.2500% 12/01/2041	132,000	3,339,600.00	※1
		BA(CORP-BACKED TRUST) 6.2500% 02/15/2038	7,100	184,600.00	※1
		BARCLAYS BANK PLC 6.6250%	60,000	1,348,800.00	※1
		BARCLAYS BANK PLC 7.1000%	161,700	3,757,908.00	※1
		BARCLAYS BANK PLC 7.7500%	60,000	1,440,600.00	※1
		BARCLAYS BANK PLC 8.1250% 12/31/2049	110,000	2,702,700.00	※1
		BB&T CAP TST VII 8.1000% 11/01/2064	158,344	4,088,442.08	※1
		BB&T CAPITAL TRUST V 8.9500% 09/15/2063	168,000	4,389,840.00	※1
		BMV(CORP-BACKED TRUST) 6.2500% 08/01/2097	95,801	2,467,833.76	※1
		BNY CAPITAL V 5.9500% 05/01/2033	148,022	3,739,035.72	※1
		CORTS TR-BELLSOUTH 7.0000% 12/01/2095	43,095	1,194,593.40	※1
		CREDIT SUISSE GUERNSEY 7.9000%	200,000	5,148,000.00	※1
		DB CAPITAL FUNDING X 7.3500%	25,000	582,500.00	※1
		DB CONT CAP TRUST II 6.5500%	106,203	2,310,977.28	※1
		DB CONT CAP TRUST III 7.6000%	60,000	1,418,400.00	※1
		ENTERGY ARKANSAS INC 5.7500% 11/01/2040	207,500	5,670,975.00	※1
		ENTERGY LA LLC 6.0000% 03/15/2040	78,434	2,148,307.26	※1
		ENTERGY LOUISIANA LLC 5.8750% 06/15/2041	230,000	6,262,900.00	※1
		ENTERGY MISSISSIPPI 6.0000% 05/01/2051	7,500	213,000.00	※1
		GENERAL ELEC CAP CORP 6.4500% 06/15/2046	138,333	3,556,541.43	※1
		GEORGIA POWER COMPANY 8.2000% 11/01/2048	187,500	5,851,875.00	※1
		GOLDMAN SACHS GROUP 6.5000% 11/01/2061	75,000	1,900,500.00	※1
		GS(CORP-BACKED TRUST) 5.8000% 02/15/2033	3,200	75,200.00	※1
		HSBC HOLDINGS PLC 6.2000%	60,000	1,479,600.00	※1
		HSBC(CORP-BACKED TRUST) 6.2500% 07/15/2097	37,050	918,840.00	※1
		JP MORGAN CHASE CAP XXVI 8.0000% 05/15/2048	40,000	1,018,800.00	※1
		JPM CHASE CAP XXIX 6.7000% 04/02/2040	314,000	7,966,180.00	※1
		JPM CHASE CAPITAL XXVIII 7.2000% 12/22/2039	183,366	4,694,169.60	※1
		LLOYDS BANKING 7.7500% 07/15/2050	514,403	13,302,461.58	※1
		M&T CAPITAL TRUST IV 8.5000% 01/31/2068	159,111	4,138,477.11	※1
		METLIFE INC 5.8750% 11/21/2033	49,375	1,274,862.50	※1
		NATL RURAL UTILITY CFC 5.9500% 02/15/2045	68,830	1,722,126.60	※1
		NATL RURAL UTILITY CFC 6.1000% 02/01/2044	20,000	514,000.00	※1
		PARTNERRE LTD 6.7500%	218,312	5,453,433.76	※1
		PRU(CORP-BACKED TRUST) 6.0000% 07/15/2033	102,208	2,548,045.44	※1
		PRUDENTIAL FIN 9.0000% 06/15/2038	63,900	1,727,856.00	※1
		PRUDENTIAL PLC 6.5000%	120,700	3,048,882.00	※1
		PRUDENTIAL PLC 6.7500%	126,800	3,229,596.00	※1
		TORCHMARK CAP TRUST III 7.1000% 06/01/2046	262,064	6,813,664.00	※1
		WACHOVIA CAP TRUST IX 6.3750% 06/01/2067	225,000	5,708,250.00	※1
		WELLS FARGO CAPITAL XI I 7.8750%	100,000	2,605,000.00	※1

小計	計	AMERIPRISE FINL	7.7500%	06/15/2039	39,766	1,132,138.02	※1
		GULF POWER CO	5.7500%	06/01/2051	167,000	4,742,800.00	※1
		ALLSTATE CORP	6.5000%	05/15/2057	400,000	387,500.00	※2
		AXA SA	7.1000%	05/29/2049	3,000,000	2,769,000.00	※2
		CHUBB CORP	6.3750%	03/29/2067	3,323,000	3,368,691.25	※2
		CREDIT AGRICOLE SA	6.6370%	05/29/2049	7,307,000	4,750,280.70	※2
		GENERAL ELEC CAP CORP	6.3750%	11/15/2067	1,900,000	1,942,750.00	※2
		GREAT WEST LIFE & ANN IN	7.1530%	05/16/2046	11,550,000	11,492,250.00	※2
		MITSUI SUMITOMO INSURANC	7.0000%	03/15/2072	2,000,000	2,037,480.00	※2
		NORDEA BANK AB	8.3750%	09/29/2049	10,000,000	10,500,000.00	※2
		PARTNERRE FINANCE II INC	6.4400%	12/01/2066	1,000,000	900,360.00	※2
		PROGRESSIVE CORP	6.7000%	06/15/2037	11,867,000	12,401,015.00	※2
		PRUDENTIAL PLC	6.5000%	06/29/2049	5,983,000	5,558,207.00	※2
		PRUDENTIAL PLC	7.7500%	12/21/2049	2,000,000	1,995,000.00	※2
		SWEDISH EXPORT CREDIT	5.4000%	06/29/2049	1,831,000	1,666,210.00	※2
		SWISS RE CAPITAL I LP	6.8540%	05/29/2049	4,000,000	3,619,880.00	※2
		TRANS-CANADA PIPELINES	6.3500%	05/15/2067	1,300,000	1,332,448.00	※2
			73,540,129	220,792,776.72			
				(17,480,164,132)			
				220,792,776.72			
				(17,480,164,132)			
合計						17,480,164,132	
						(17,480,164,132)	

備考欄の※1は25米ドル額面、※2は1,000米ドル額面のその他有価証券（ハイブリッド優先証券）であることを表示しております。

(注) 1. その他有価証券（ハイブリッド優先証券）における券面総額の数値は証券数を表示しております。

2. 通貨種類毎の小計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。

3. 合計欄の記載は邦貨額であり、（ ）内は外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

4. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入その他有価証券 (ハイブリッド優先証券) 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	その他有価証券（ハイブリッド優先証券） 63銘柄	100.0%	100.0%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「(3)注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

（平成24年6月29日現在）

I 資産総額	19,533,426,847 円
II 負債総額	76,364,339 円
III 純資産総額（I－II）	19,457,062,508 円
IV 発行済数量	25,309,673,272 口
V 1口当たり純資産額（III／IV） （1万口当たりの純資産額）	0.7688 円 (7,688 円)

（注）Iの資産には、有価証券の評価損益が含まれています。

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、振替受益権となっており、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

1. 名義書換

該当事項はありません。

2. 受益者に対する特典

該当事項はありません。

3. 譲渡制限

該当事項はありません。

4. 受益権の譲渡

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

②前記①の申請のある場合には、前記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③前記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

5. 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

6. 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

7. 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。

8. 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（平成24年8月11日現在）

- ・資本金の額 500,000,000円
- ・会社が発行する株式の総数 50,000株
- ・発行済株式総数 41,000株
- ・資本金の額の増減（最近5年間）
 - 平成20年 6月30日 株式発行により473,787,239円増加。
 - 平成20年12月30日 株式発行により476,121,625円増加。
 - 平成24年 8月11日 1,650,000,000円減少。
- ・会社の機構

（1）経営の意思決定

3名以上の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、選任後1年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結時までとし、欠員の補充または増員により就任した取締役の任期は、他の取締役の残任期間と同一です。

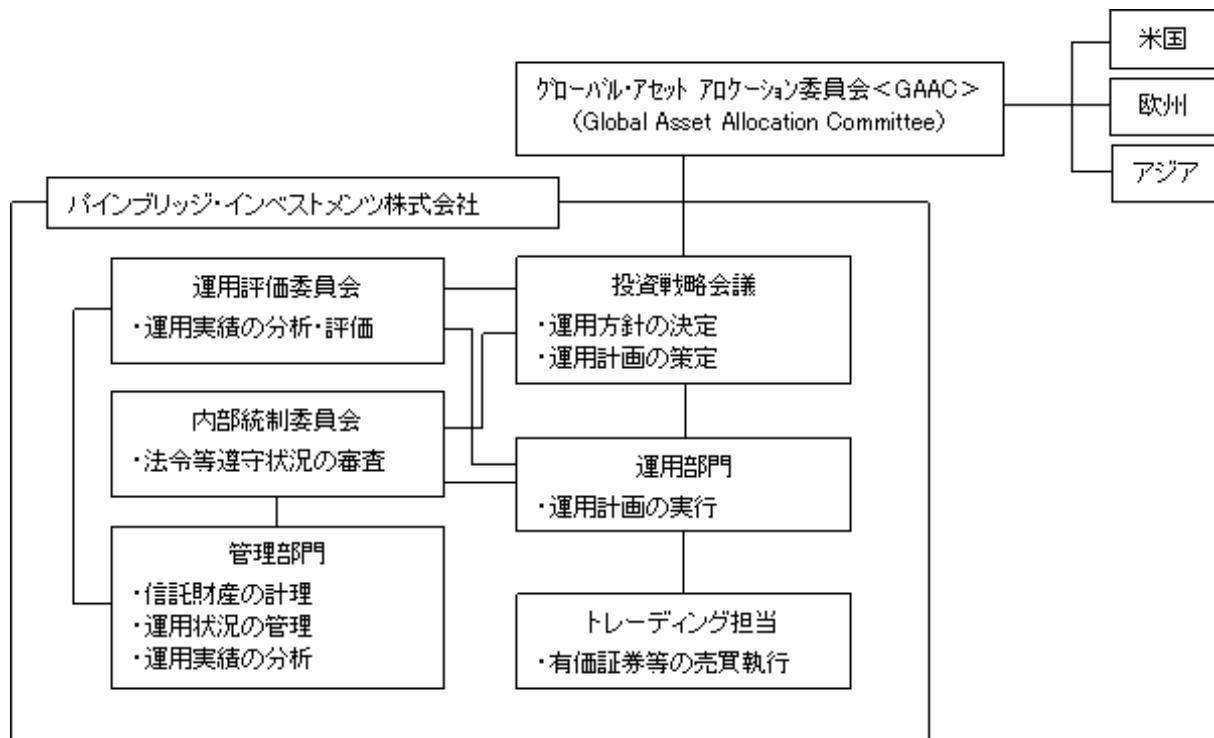
取締役会は、その決議をもって、代表取締役1名以上を選定します。また、会長、社長、副社長及びその他の役付取締役を選定することができます。

取締役会は、少なくとも3ヵ月に1回は開催します。取締役会は、当社の経営に関するすべての重要事項並びに法令もしくは定款によって定められた事項を決定します。取締役会の決議は、法律に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席のうえ、出席取締役の過半数の議決によって行います。

（2）運用の意思決定

当社の運用意思決定は、世界中の運用拠点からの主要メンバーにより組織され、毎月コンファレンス

・コール形式で開催されるグローバル・アセット アロケーション委員会（Global Asset Allocation Committee(GAAC)：定期的に一堂に会しての開催も行われます。）での経済環境、投資戦略、市場リスク分析、各地からの情報提供による現地経済活動のサイクルや業種ローテーション等の詳細な分析に基づき、独自に開催する投資戦略会議を経て、資産配分、個別銘柄の選定等およびポートフォリオの構築を行い運用を実行します。なお、運用体制は次の通りとなっております。



※前記運用体制等は、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務等を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は、平成24年6月末日現在、次の通りです。（ただし、親投資信託を除きます。）

種類	本数	純資産総額
単位型株式投資信託	5	13,853 百万円
追加型株式投資信託	64	506,295 百万円
合計	69	520,148 百万円

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づき作成しております。
2. 財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。
3. 当社は、第27期事業年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）の財務諸表について、金融商品取引法第193条の2第1項の規定により、あらた監査法人により監査を受けております。

1. 財務諸表

(1) 【貸借対照表】

		(単位：千円)	
		第26期 (平成23年3月31日)	第27期 (平成24年3月31日)
資産の部			
流動資産			
現金・預金	*2	4,622,729	*2 1,673,740
前払費用		65,816	68,179
未収入金		512,419	466,276
未収委託者報酬		223,157	171,371
未収運用受託報酬		375,408	222,132
未収販売手数料		8,613	8,279
立替金		11,913	4,238
短期貸付金		249,376	-
未収還付法人税等		2,054	193
未収還付消費税等		4,207	58,402
繰延税金資産		69,966	-
前渡金		-	150,013
その他		81,207	-
流動資産合計		6,226,870	2,822,825
固定資産			
有形固定資産			
建物附属設備	*1	160,969	*1 145,676
工具器具備品	*1	67,992	*1 58,741
建設仮勘定		208	-
有形固定資産合計		229,171	204,417
無形固定資産			
のれん		330,804	311,439
ソフトウェア		96,050	95,396
ソフトウェア仮勘定		4,867	-
電話加入権		3,875	3,875
無形固定資産合計		435,597	410,712
投資その他の資産			
投資有価証券		90,850	89,514
その他の関係会社有価証券		70,239	70,499
長期貸付金		-	2,428,604
敷金保証金		198,779	193,745
長期前払費用		800	983
預託金		314	274
繰延税金資産		390,717	-
投資その他の資産合計		751,701	2,783,621
固定資産合計		1,416,470	3,398,752
繰延資産			
株式交付費		1,109	-
繰延資産計		1,109	-
資産合計		7,644,450	6,221,578

		(単位：千円)	
		第26期 (平成23年3月31日)	第27期 (平成24年3月31日)
負債の部			
流動負債			
預り金		130,234	90,289
未払金			

未払収益分配金	1,692	1,692
未払償還金	3,500	3,500
未払手数料	95,160	70,745
未払金	28,269	-
その他未払金	94,056	127,243
未払費用	836,407	831,782
前受収益	42,000	42,000
賞与引当金	99,703	80,107
役員賞与引当金	2,900	2,181
流動負債合計	1,333,923	1,249,540
固定負債		
退職給付引当金	228,211	136,736
役員退職慰労引当金	13,776	42,336
その他	7,479	11,792
固定負債合計	249,468	190,864
負債合計	1,583,391	1,440,404
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,150,000	2,150,000
資本剰余金		
資本準備金	823,989	823,989
資本剰余金合計	823,989	823,989
利益剰余金		
利益準備金	265,112	265,112
その他利益剰余金		
任意積立金	230,000	230,000
繰越利益剰余金	2,603,036	1,325,557
利益剰余金合計	3,098,149	1,820,669
株主資本合計	6,072,138	4,794,659
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△ 11,080	△ 13,485
評価・換算差額等合計	△ 11,080	△ 13,485
純資産合計	6,061,058	4,781,174
負債・純資産合計	7,644,450	6,221,578

(2) 【損益計算書】

	(単位：千円)	
	第26期 (自平成22年 4月 1日 至平成23年 3月31日)	第27期 (自平成23年 4月 1日 至平成24年 3月31日)
営業収益		
委託者報酬	8,220,999	6,349,954
運用受託報酬	2,533,570	872,232
その他営業収益	173,162	280,669
営業収益合計	10,927,732	7,502,856
営業費用		
支払手数料	3,707,944	2,842,546
広告宣伝費	48,577	32,471
公告費	1,597	2,790
調査費		
調査費	519,507	614,323
委託調査費	2,687,339	1,465,989
委託計算費	119,564	-
営業雑経費		
通信費	29,679	26,067
印刷費	140,129	95,270
協会費	19,563	15,587
図書費	3,124	2,254
営業費用合計	7,277,029	5,097,301
一般管理費		
給料		
役員報酬	29,000	54,013
給料・手当	1,439,684	1,303,864
賞与	331,627	164,583
役員賞与	12,255	13,872
賞与引当金繰入	42,207	80,107
役員賞与引当金繰入	2,900	2,181
交際費	4,571	6,107
寄付金	2,061	1,369
旅費交通費	39,775	54,095
租税公課	26,100	14,874
不動産賃借料	420,027	216,238
退職給付費用	115,820	29,758
退職金	47,375	44,538
役員退職慰労引当金繰入	2,066	28,559
固定資産減価償却費	116,866	130,727
業務委託費	701,950	889,338
諸経費	161,461	111,245
一般管理費合計	3,495,752	3,145,477
営業利益又は営業損失（△）	154,950	△ 739,921
営業外収益		
受取利息	10,129	9,995
雑収入	15,429	3,036
営業外収益合計	25,558	13,032
営業外費用		
為替差損	73,443	57,064
投資有価証券売却損	-	24
雑損失	6,313	24,555
株式交付費償却	2,616	1,492
営業外費用合計	82,372	83,137
経常利益又は経常損失（△）	98,137	△ 810,026

特別利益

過年度賞与引当金繰入額修正	16,314	-
過年度固定資産償却費修正	25,473	-
特別利益合計	41,787	-

特別損失

固定資産除却損	*1 195,588	*1 3,817
過年度運用受託報酬修正	6,265	-
特別損失合計	201,854	3,817

税引前当期純利益又は税引前当期純損失（△）

△ 61,930 △ 813,843

法人税、住民税及び事業税

2,056 3,020

法人税等調整額

△ 132,278 460,615

法人税等合計

△ 130,222 463,635

当期純利益又は当期純損失（△）

68,291 △ 1,277,479

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	第26期 (自平成22年 4月 1日 至平成23年 3月31日)	第27期 (自平成23年 4月 1日 至平成24年 3月31日)
資本金		
当期首残高	2,150,000	2,150,000
当期変動額	-	-
当期変動額合計	-	-
当期末残高	2,150,000	2,150,000
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	823,989	823,989
当期変動額	-	-
当期変動額合計	-	-
当期末残高	823,989	823,989
資本剰余金合計		
当期首残高	823,989	823,989
当期変動額	-	-
当期変動額合計	-	-
当期末残高	823,989	823,989
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	265,112	265,112
当期変動額	-	-
当期変動額合計	-	-
当期末残高	265,112	265,112
その他利益剰余金		
任意積立金		
当期首残高	230,000	230,000
当期変動額	-	-
当期変動額合計	-	-
当期末残高	230,000	230,000
繰越利益剰余金		
当期首残高	2,534,744	2,603,036
当期変動額		
当期純利益又は当期純損失（△）	68,291	△ 1,277,479
当期変動額合計	68,291	△ 1,277,479
当期末残高	2,603,036	1,325,557
利益剰余金合計		
当期首残高	3,029,857	3,098,149
当期変動額		
当期純利益又は当期純損失（△）	68,291	△ 1,277,479
当期変動額合計	68,291	△ 1,277,479
当期末残高	3,098,149	1,820,669
株主資本合計		
当期首残高	6,003,847	6,072,138
当期変動額	-	-
当期純利益又は当期純損失（△）	68,291	△ 1,277,479
当期変動額合計	68,291	△ 1,277,479
当期末残高	6,072,138	4,794,659
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	△ 5,065	△ 11,080
当期変動額	-	-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 6,015	△ 2,405
当期変動額合計	△ 6,015	△ 2,405
当期末残高	△ 11,080	△ 13,485

評価・換算差額等合計

当期首残高	△ 5,065	△ 11,080
当期変動額	-	-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 6,015	△ 2,405
当期変動額合計	△ 6,015	△ 2,405
当期末残高	△ 11,080	△ 13,485

純資産合計

当期首残高	5,998,782	6,061,058
当期変動額		
当期純利益又は当期純損失（△）	68,291	△ 1,277,479
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 6,015	△ 2,405
当期変動額合計	62,276	△ 1,279,884
当期末残高	6,061,058	4,781,174

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1)その他有価証券(時価のあるもの) 期末の市場価格に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
2. 固定資産の減価償却の方法	(2)その他の関係会社有価証券 移動平均法による原価法
3. 繰延資産の処理方法	(1)有形固定資産 建物附属設備及び工具器具備品は定率法によっております。 (2)無形固定資産 1.ソフトウェア（自社利用分）については、定額法により、社内における利用可能期間（5年）で償却しております。 2.のれんについては、定額法により、効果が及ぶと見積もられる期間（20年）で償却しております。 (3)長期前払費用 定額法により償却しております。
4. 引当金の計上基準	株式交付費 定額法により3年間で償却しております。 (1)賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払いに充てるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。 (2)役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払いに充てるため、役員賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。 (3)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。なお、当社は従業員数300人未満の企業に該当することから、簡便法を適用しております。 (4)役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に充てるため、内規に基づく当事業年度末役員退職慰労金要支給額を計上しております。
5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税抜方式によっております。

(追加情報)

1. 海外子会社株式取得に係る事項

平成22年10月13日の取締役会で、アメリカン・インターナショナル・グループ・インクの傘下にあるAIG Capital India Private Limitedの株式を取得することを決議しました。株式譲渡契約上、当該取得は関係当局から承認を取得することが条件になります。

2. 会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

第26期 平成23年3月31日現在	第27期 平成24年3月31日現在
※1 有形固定資産の減価償却累計額 建物附属設備 12,609 千円 工具器具備品 68,711 千円 ※2 信託資産 現金・預金のうち、20,170千円は、直販顧客分別金信託契約により、三菱UFJ信託銀行株式会社に信託しております。	※1 有形固定資産の減価償却累計額 建物附属設備 43,995 千円 工具器具備品 102,248 千円 ※2 信託資産 現金・預金のうち、10,140千円は、直販顧客分別金信託契約により、三菱UFJ信託銀行株式会社に信託しております。

(損益計算書関係)

第26期 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日	第27期 自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日
※1 固定資産除却損は、建物52,990千円、建物附属設備67,732千円、工具器具備品15,254千円、ソフトウェア59,610千円であります。	※1 固定資産除却損は、工具器具備品194千円、ソフトウェア3,623千円であります。

(株主資本等変動計算書関係)

第26期（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	41,000 株	-	-	41,000 株
合 計	41,000 株	-	-	41,000 株

配当に関する事項

配当支払額

該当事項はありません。

第27期（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	41,000 株	-	-	41,000 株
合 計	41,000 株	-	-	41,000 株

2. 配当に関する事項

配当支払額

該当事項はありません。

（リース取引関係）

第26期 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日	第27期 自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料	オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料
(1) 未経過リース料期末残高相当額	(1) 未経過リース料期末残高相当額
1年内 210,367 千円	1年内 217,143 千円
1年超 683,692 千円	1年超 57,674 千円
合計 894,059 千円	合計 274,817 千円

（金融商品関係）

第26期（自 平成22年4月 1日至 平成23年3月31日）

1.金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

未収運用受託報酬については、顧客の信用リスクが存在し、リスク管理規定に沿ってリスク低減を図っております。未収運用受託報酬は、回収期日が一年内の営業債権であります。

2.金融商品の時価等に関する事項

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額（*）	時価（*）	差額
1) 現金・預金	4,622,729	4,622,729	-
2) 未収入金	512,419	512,419	-
3) 未収運用受託報酬	375,408	375,408	-
4) 未払費用	(836,407)	(836,407)	-

（*）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注）

1.金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2.金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
1) 現金・預金	4,622,729	-	-	-
2) 未収入金	512,419	-	-	-
3) 未収運用受託報酬	375,408	-	-	-
合計	5,510,556	-	-	-

第27期（自 平成23年4月 1日至 平成24年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は資金運用について短期的な預金及びグループ会社への貸付金に限定しております。又、所要資金は自己資金で賄っており、銀行借入、社債発行等による資金調達は行っておりません。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

預金は銀行の信用リスクに晒されております。営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬、未収入金については、顧客の信用リスクに晒されております。未収入金及びその他未払金の一部には、海外の関連会社との取引により生じた外貨建ての資産・負債を保有しているため、為替相場の変動による市場リスクに晒されております。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

預金に係る銀行の信用リスクに関しては、口座開設時及びその後も継続的に銀行の信用力を評価し、格付けの高い金融機関に係る銀行のみで運用し、預金に係る信用リスクを管理しております。未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、投資信託又は取引相手毎に残高を管理し、当社が運用している資産の中から報酬を徴収するため、信用リスクは僅少であります。又、未収入金は概ね海外の関連会社との取引により生じたものであり、定期的に決済が行われる事により、回収が不能となるリスクは僅少であります。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は原則、為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての債権債務に関する為替の変動リスクについては、個別の案件毎に毎月残高照合等を行い、リスクを管理しております。

流動性リスク（支払期日に支払を実行出来なくなるリスク）の管理

当社は日々資金残高管理を行っております。又、月次で資金繰り予定表を作成・更新するとともに、手元流動性（最低限必要な運転資金）を状況に応じて見直し・維持する事等により、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。尚、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
1) 現金・預金	1,673,740	1,673,740	-
2) 未収入金	466,276	466,276	-
3) 未収運用受託報酬	222,132	222,132	-
4) 長期貸付金	2,428,604	2,445,051	16,447
資産計	4,790,752	4,807,199	16,447
1) 未払費用	831,782	831,782	-
負債計	831,782	831,782	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

1) 現金・預金、2) 未収入金、3) 未収運用受託報酬

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

4) 長期貸付金

長期貸付金の時価の算定は、信用リスクを加味した将来キャッシュフローを国債の利回り等適切な利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

1) 未払費用

短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
1) 現金・預金	1,673,740	-	-	-
2) 未収入金	466,276	-	-	-
3) 未収運用受託報酬	222,132	-	-	-
4) 長期貸付金	-	2,428,604	-	-
合計	2,362,148	2,428,604	-	-

(有価証券関係)

第26期 平成23年3月31日現在				第27期 平成24年3月31日現在					
1.その他の関係会社有価証券 (単位：千円)				1.その他の関係会社有価証券 (単位：千円)					
区分		貸借対照表計上額		区分		貸借対照表計上額			
その他の関係会社有価証券		70,239		その他の関係会社有価証券		70,499			
上記については、市場価格がありません。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。				上記については、市場価格がありません。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。					
2.その他有価証券で時価のあるもの (単位：千円)				2.その他有価証券で時価のあるもの (単位：千円)					
区分		貸借対照表計上額	取得原価	差額	区分		貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの					貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの				
投資信託受益証券		90,850	102,000	△ 11,150	投資信託受益証券		89,514	103,000	△ 13,485
3.当事業年度に売却したその他有価証券 売却額：998 千円 売却益の合計額：- 千円 売却損の合計額：1 千円				3.当事業年度に売却したその他有価証券 売却額：976 千円 売却益の合計額：- 千円 売却損の合計額：24 千円					

（退職給付関係）

第26期（平成23年3月31日現在）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。尚、平成21年11月30日に、エイアイユー企業年金基金を脱退したため、前事業年度末及び当事業年度末にはこれに係る退職給付債務、及び年金資産残高はありません。

2. 退職給付債務及びその内訳

	千円
(1) 退職給付債務	△ 228,211
(2) 年金資産	-
(3) 未積立退職給付債務 (1) + (2)	△ 228,211
(4) 会計基準変更時差異の未処理額	-
(5) 未認識数理計算上の差異	-
(6) 未認識過去勤務債務（債務の減額）	-
(7) 貸借対照表計上額純額 (3) + (4) + (5) + (6)	△ 228,211
(8) 前払年金費用	-
(9) 退職給付引当金 (7) - (8)	△ 228,211

3. 退職給付費用の内訳

	千円
退職給付費用	115,820
(1) 勤務費用	115,820
(2) 利息費用	-
(3) 運用収益（減算）	-
(4) 会計処理基準変更時差異の費用処理額	-

第27期（平成24年3月31日現在）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出年金制度及び退職一時金制度を設けております。

2. 退職給付債務に関する事項

	千円
退職給付債務	136,736
退職給付引当金	136,736

3. 退職給付費用に関する事項

	千円
勤務費用	29,758
退職給付費用	29,758

(税効果会計関係)

第26期 平成23年3月31日現在	第27期 平成24年3月31日現在
1. 繰延税金資産発生的主要原因別内訳 (単位：千円)	1. 繰延税金資産発生的主要原因別内訳 (単位：千円)
繰延税金資産	繰延税金資産
未払金否認	未払費用否認
未払費用否認	賞与引当金繰入超過額
未払事業税	のれん
賞与引当金繰入超過額	退職給付引当金繰入超過額
資産調整勘定	役員退職慰労引当金繰入超過額
繰延資産	繰越欠損金
退職給付引当金繰入超過額	その他
役員退職慰労引当金繰入超過額	
資産除去債務	
その他有価証券評価差額金	
繰越欠損金	
その他	
繰延税金資産小計	繰延税金資産小計
評価性引当額	評価性引当額
繰延税金資産合計	繰延税金資産合計
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳
法定実効税率	当事業年度は税引前当期純損失となっており、且つ税務上の課税所得も発生していないため、記載を省略しております。
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	
住民税均等割	
評価性引当金の増減額	
のれんの償却	
支払事業税	
その他有価証券評価差額金	
その他	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	

(セグメント情報等)

第26期 平成23年3月31日現在	第27期 平成24年3月31日現在																																		
(追加情報) 当事業年度より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。 1.セグメント情報 当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。 2.関連情報 (1) 製品及びサービス毎の情報 (単位：千円) <table><tr><th></th><th>委託者報酬</th><th>運用受託報酬</th><th>その他営業収益</th></tr><tr><td>外部顧客への売上高</td><td>8,220,999</td><td>2,533,570</td><td>173,162</td></tr></table> (2) 地域毎の情報 ①営業収益 国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。 ②有形固定資産 全有形固定資産が国内に所在しているため、記載を省略しております。 (3) 主要な顧客毎の情報 <table><tr><th>顧客の名称又は氏名</th><th>売上高(千円)</th><th>関連するセグメント名</th></tr><tr><td>年金バランス50ファンド(適格機関投資家向け)</td><td>1,110,164</td><td>-</td></tr><tr><td>パインブリッジ新成長国債券プラス</td><td>2,407,499</td><td>-</td></tr></table> 当社が運用する投資信託のうち、委託者報酬の金額が営業収益の10%以上のものを記載しております。		委託者報酬	運用受託報酬	その他営業収益	外部顧客への売上高	8,220,999	2,533,570	173,162	顧客の名称又は氏名	売上高(千円)	関連するセグメント名	年金バランス50ファンド(適格機関投資家向け)	1,110,164	-	パインブリッジ新成長国債券プラス	2,407,499	-	1.セグメント情報 当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。 2.関連情報 (1) 製品及びサービス毎の情報 (単位：千円) <table><tr><th></th><th>委託者報酬</th><th>運用受託報酬</th><th>その他営業収益</th></tr><tr><td>外部顧客への売上高</td><td>6,349,954</td><td>872,232</td><td>280,669</td></tr></table> (2) 地域毎の情報 ①営業収益 国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。 ②有形固定資産 全有形固定資産が国内に所在しているため、記載を省略しております。 (3) 主要な顧客毎の情報 <table><tr><th>顧客の名称又は氏名</th><th>売上高(千円)</th><th>関連するセグメント名</th></tr><tr><td>年金バランス50ファンド(適格機関投資家向け)</td><td>894,326</td><td>-</td></tr><tr><td>パインブリッジ新成長国債券プラス</td><td>1,600,506</td><td>-</td></tr></table> 当社が運用する投資信託のうち、委託者報酬の金額が営業収益の10%以上のものを記載しております。		委託者報酬	運用受託報酬	その他営業収益	外部顧客への売上高	6,349,954	872,232	280,669	顧客の名称又は氏名	売上高(千円)	関連するセグメント名	年金バランス50ファンド(適格機関投資家向け)	894,326	-	パインブリッジ新成長国債券プラス	1,600,506	-
	委託者報酬	運用受託報酬	その他営業収益																																
外部顧客への売上高	8,220,999	2,533,570	173,162																																
顧客の名称又は氏名	売上高(千円)	関連するセグメント名																																	
年金バランス50ファンド(適格機関投資家向け)	1,110,164	-																																	
パインブリッジ新成長国債券プラス	2,407,499	-																																	
	委託者報酬	運用受託報酬	その他営業収益																																
外部顧客への売上高	6,349,954	872,232	280,669																																
顧客の名称又は氏名	売上高(千円)	関連するセグメント名																																	
年金バランス50ファンド(適格機関投資家向け)	894,326	-																																	
パインブリッジ新成長国債券プラス	1,600,506	-																																	

(関連当事者情報)

第26期（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

該当事項ありません

(2) 兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有割合)	関係内容		取引の内容	取引金額 *1	科目	期末残高 *1
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	パインブリッジ・グローバル・インベストメンツ LLC	アメリカ、ニューヨーク州	千USドル 101,439	持株会社	-	-	経営管理	金銭の貸付 *2	千USドル 3,000	短期貸付金	千円 249,376
								役務提供に対する対価支払	千円 569,122	未収入金	千円 37,366
親会社の子会社	パインブリッジ・インベストメンツ LLC	アメリカ、ニューヨーク州	千USドル 2	投資運用会社	-	-	一任及び助言契約	一任及び助言業務報酬の受取 *3	千円 107,909	未収運用受託報酬	千円 89,807
親会社の子会社	パインブリッジ・インベストメンツ・ヨーロッパ・リミテッド	イギリス、ロンドン	千スターリングポンド 200	投資運用会社	-	-	一任及び助言契約	委託調査費の支払 *4	千円 799,201	未払費用	千円 374,512
親会社の子会社	パインブリッジ・インベストメンツ・サービスイズ・リミテッド	アイルランド、ダブリン	USドル 1	業務請負会社	-	-	役務提供	金銭の貸付 *5	千USドル 1,000	短期貸付金	千円 -
親会社の子会社	パインブリッジ・ジャパン・キャピタル・インベストメント株式会社	日本、東京	千円 457,800	投資運用会社	-	-	役務提供	金銭の貸付 *6	千円 90,000	短期貸付金	千円 -

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

*1 消費税等の取り扱いについては、国内取引については損益計算書項目は税抜き、貸借対照表項目については税込みで表示しております。尚、海外取引は全て免税取引となっております。

*2 貸付金は3,000千USドルを弊社の社内期末レートで表示しております。貸付期間は平成22年3月29日から平成23年6月20日、受取利息の計算期間は3ヶ月間で、利息額は利息計算期間初日の二営業日前のLIBOR3ヶ月物プラス1.5%を日割り計算で計算されます。

*3 一任契約及び助言契約に基づく運用受託報酬の受取りについては、各ファンドの契約毎に契約運用資産に対して定められた料率により決定しております。

*4 助言契約に基づく運用受託報酬の支払については、各ファンドの契約毎に契約運用資産に対して定められた料率により決定しております。

*5 貸付金1,000千USドルは期中に全額返済されております。貸付期間は平成22年12月17日から平成23年1月31日、利息額は利息計算期間初日の二営業日前のLIBOR6ヶ月物プラス2.5%を日割り計算で計算されます。

*6 貸付金90,000千円は期中に全額返済されております。貸付期間は平成22年4月13日から平成22年10月8日、利息額は利息計算期間初日の二営業日前のLIBOR6ヶ月物プラス2.5%を日割り計算で計算されます。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社

パインブリッジ・インベストメンツ・リミテッド（金融商品取引所に上場しておりません）

パインブリッジ・インベストメント・ホールディングス・(ホンコン)・リミテッド（金融商品取引所に上場しておりません）

パインブリッジ・インベストメント・ホールディングス・リミテッドSarl（金融商品取引所に上場しておりません）

パインブリッジ・インベストメンツ・ホールディングスB.V.（金融商品取引所に上場しておりません）

第27期（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

該当事項ありません。

(2) 兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有割合)	関係内容		取引の内容	取引金額 *1	科目	期末残高 *1
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	パインブリッジ・インベストメンツ・ホールディングス US LLC	アメリカ、ニューヨーク州	千USドル 137,451	持株会社	-	-	経営管理	貸付金の回収	千円 -	未収入金	千円 251,172
								金銭の貸付 *2	千円 2,428,604	長期貸付金 *2	千円 2,428,604
								役務提供に対する対価支払	千円 714,927	未払費用	千円 143,333
親会社の子会社	パインブリッジ・インベストメンツ LLC	アメリカ、ニューヨーク州	千USドル 2	投資運用会社	-	-	一任及び助言契約	委託調査費の支払 *3	千円 245,995	未払費用	千円 79,418
								その他役務提供に対する対価受取	千円 160,063	未収入金	千円 203,148
親会社の子会社	パインブリッジ・インベストメンツ・ヨーロッパ・リミテッド	イギリス、ロンドン	千スターリングポンド 200	投資運用会社	-	-	一任及び助言契約	委託調査費の支払 *3	千円 516,003	未払費用	千円 227,613

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

*1 消費税等の取り扱いについては、国内取引については損益計算書項目は税抜き、貸借対照表項目については税込みで表示しております。尚、海外取引は全て免税取引となっております。

*2 貸付金は1,254,000千円及び1,174,604千円の二契約であり、貸付期間はそれぞれ平成24年3月26日から平成26年3月25日、及び平成24年3月31日から平成26年3月31日となっており、受取利息は満期時に元本とともに支払われ、利息額は利息計算期間初日の二営業日目のTIBOR12ヶ月物プラス1%を日割り計算で計算されます。尚、担保は受け入れておりません。

*3 委託調査費の支払については、ファンドの運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

パインブリッジ・インベストメンツ・リミテッド（金融商品取引所に上場しておりません）

パインブリッジ・インベストメント・ホールディングス・（ホンコン）・リミテッド（金融商品取引所に上場しておりません）

パインブリッジ・インベストメント・ホールディングス・リミテッドSarl（金融商品取引所に上場しておりません）

パインブリッジ・インベストメンツ・ホールディングスB.V.（金融商品取引所に上場しておりません）

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当事項ありません。

(1株当たり情報)

第26期 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日		第27期 自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日	
1株当たり純資産額	147,830.69円	1株当たり純資産額	116,613円99銭
1株当たり当期純利益	1,665.65円	1株当たり当期純損失	31,158円03銭

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益額については、新株予約権付社債の発行がないため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益額については、新株予約権付社債の発行がないため記載しておりません。
---	---

(注) 1株当たり当期純利益の算定の基礎は、以下のとおりであります。

第26期 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日		第27期 自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日	
当期純利益(千円)	68,291	当期純損失(千円)	1,277,479
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株主に係る当期純利益(千円)	68,291	普通株主に係る当期純損失(千円)	1,277,479
普通株式の期中平均株式数	41,000	普通株式の期中平均株式数(単位：株)	41,000

(重要な後発事象)

第26期 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日	第27期 自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日
該当事項はありません。	(退職者の募集) 当社は、経営改善計画の一環として、平成24年6月8日から従業員及び役員80名中16名の雇用調整を実施しており、これによる割増退職金等の支出見込額（約220,014千円）を特別損失として平成24年度に計上する予定であります。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- （１）自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと。（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）
- （２）運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと。（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）
- （３）通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（４）、（５）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- （４）委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- （５）上記（３）、（４）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

（１）定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

（２）訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

1) 「受託会社」

①名称及び資本金の額（平成24年3月末日現在）

三菱UFJ信託銀行株式会社 324,279百万円

②事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

2) 「販売会社」

①名称及び資本金の額（平成24年3月末日現在）

a. 株式会社愛知銀行 18,000百万円

b. 株式会社大垣共立銀行 36,166百万円

c. 株式会社西日本シティ銀行 85,745百万円

d. 株式会社百五銀行 20,000百万円

e. 株式会社香川銀行 12,014百万円

f. 株式会社紀陽銀行 80,096百万円

g. 株式会社みなと銀行 27,484百万円

h. 株式会社池田泉州銀行 50,710百万円

i. 株式会社第四銀行 32,776百万円

j. 株式会社沖縄銀行 22,725百万円

k. 株式会社関西アーバン銀行 47,039百万円

l. 株式会社鹿児島銀行 18,130百万円

m. 株式会社高知銀行 19,544百万円

n. 株式会社北洋銀行 121,101百万円

o. S M B C 日興証券株式会社 10,000百万円

p. 楽天証券株式会社 7,495百万円

q. 株式会社 S B I 証券 47,937百万円

r. 百五証券株式会社 3,000百万円

s. 西日本シティ T T 証券株式会社 1,575百万円

t. 高木証券株式会社 11,069百万円

②事業の内容

(a.からn.に共通) 銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

(o.からt.に共通) 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

1) 「受託会社」

当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

なお、信託事務の処理の一部について、後記の日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。

2) 「販売会社」

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、目論見書・運用報告書の交付、一部解約の実行請求の受付、収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等を行います。

3) 「投資顧問会社」

①名称及び資本金の額

パインブリッジ・インベストメンツ・エルエルシー (Pinebridge Investments LLC)

資本金 50,000千米国ドル（平成24年3月末日現在）

②事業の内容

主として米国において、投資顧問業を営んでいます。

3【資本関係】

1) 「受託会社」

該当事項はありません。

2) 「販売会社」

該当事項はありません。

3) 「投資顧問会社」

該当事項はありません。

《参考情報》再信託受託会社の概要

名称	： 日本マスタートラスト信託銀行株式会社
資本金	： 10,000百万円（平成24年3月末日現在）
資本構成	： 三菱UFJ信託銀行株式会社46.5%、日本生命保険相互会社33.5%、 明治安田生命保険相互会社10.0%、農中信託銀行株式会社10.0%
業務の内容	： 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する 法律に基づき信託業務を営んでいます。

第3【参考情報】

当特定期間内において、以下の書類が提出されております。

平成23年11月30日	臨時報告書 提出
平成24年 2月17日	有価証券届出書、有価証券報告書 提出
平成24年 3月 1日	臨時報告書 提出

独立監査人の監査報告書

平成24年6月26日

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

取締役会御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 荒川 進 ⑩
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているパインブリッジ米国優先証券ファンドの平成23年11月22日から平成24年5月21日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、パインブリッジ米国優先証券ファンドの平成24年5月21日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書（当期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成24年6月21日

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

取締役会御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 荒川 進 ⑩

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているパインブリッジ・インベストメンツ株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第27期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、パインブリッジ・インベストメンツ株式会社の平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。